

大学教育における 海外体験学習の可能性と課題

危機管理事例を中心に

2007年9月



恵泉女学園大学 人間社会学部

2006年度 文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」
「専門性を持った教養教育としての体験学習」

はじめに

大橋 正明

恵泉女学園大学人間社会学部教授・学部長、特色GPタスクフォース責任者

グローバル化時代の大学学部教育においては、海外留学や研修、またフィールドスタディやワークキャンプ、スタディアブロードなどさまざまな形態や名称でのプログラムが海外で実施され、参加する学生数も増加している。日本私立大学連盟国際教育・交流委員会主催の「派遣留学生の安全対策と危機管理」調査（2007年2月発表）によれば、私立大学から海外に留学した学生数は年々増加し平成17(2005)年度は11,555人（前年度比19.2%増）であった。また留学以外でも短期海外研修プログラムの実施を問うた全国の国立大学82校と私立大学3校を対象とした「学生の海外研修等に係る取扱いに関するアンケート調査報告書」（茨城大学留学交流課、2007年3月）によれば、79%の大学が短期海外研修プログラムを実施している。さらに恵泉女学園大学が関東地方（1都6県）にある国公立大学文系学部153大学376学部を対象に2006年に実施した「海外における体験学習の実態基礎調査」によると、「卒業単位に含まれる授業科目あり（語学研修を除く）」と回答した大学は48%を占めた。

このように2006年前後に複数の機関が海外での教育プログラムに関する実態調査を実施したのは、最近増加する多様な海外教育プログラムとそれらに参加する学生に対応する大学側が、それらの運営方法や危機管理に関心が高めていることの表れだろう。これらの結果を総合すると、恐らくほとんどの大学が何らかの海外教育プログラムを実施している。

海外での教育プログラムが増加することに伴い、学生がさまざまな事故や犯罪、感染症などに遭遇するリスクは高くなっている。さらに最近の新たなリスクとしては、鳥インフルエンザやSARSに

代表される新興・再興感染症、テロに代表される政治的に不安定な状況、ハラスメントの被害者もしくは加害者になることなどが挙げられよう。

万が一災害や事故、事件に巻き込まれた場合、学生と教職員の生命と心身の健康の確保に努めることがまず求められる。しかし昨今はそれだけでなく、危機を予め回避もしくは縮小するためにどのような対策を実施してきたか、不幸にも危機に遭遇した場合、その影響を最小限にするためにどのような対策を講じる（講じておく）か、などの危機管理をめぐる大学の社会的責任が厳しく問われている。大学側の危機管理の不十分さや組織的未整備が露呈すれば、当該大学だけでなく大学全体の海外プログラムへの評価は著しく低下することになるだろう。そうした大学としての対応は大変だから、海外のプログラムは止めよう、実施する場合でも教員の個人的責任の範囲に留めておこうといった安易に流れる傾向を、根本から変えることが求められている。学生たちに効果が高いとされる海外での学びの機会をより安全な状態で継続的に提供するために、適正な危機管理体制の構築が必要なのだ。

本事例集は、2006年度「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択された「専門性をもった教養教育としての体験学習」の一環として、主に国外で1999年から実施されている本学部のフィールドスタディにおける危機管理の事例報告を軸とし、「大学教育における海外体験学習研究会」に集う他の大学の事例や、旅行会社や保険会社、公的研究機関といった関連機関からの寄稿などから構成されている。本事例集が、大学教育における海外での教育プログラムの発展に寄与できれば、まことに幸いである。

本書の構成

本事例集は、おもに危機が発生する前に焦点をあてた管理および対策事例をとりあげた。恵泉女学園大学の危機管理の対策事例に加えて、他大学および研究機関や企業（保険会社、旅行会社）やNPOなどの危機管理に対する考え方や事例を紹介している。国際基督教大学、大阪大谷大学、京都精華大学、国立教育政策研究所、(株)マイチケットの各執筆者は、恵泉女学園大学も呼びかけ校の1校となっている「大学教育における海外体験学習研究会」（プログラムや教育の質の向上や安全管理の充実などを目的とする任意の研究会）の参加者である。

本書は以下3章で構成されている。

第1章では、大学における海外教育プログラムとその危機管理の考え方について概観する。まず、大橋正明と斉藤百合子が危機管理部門の考え方やリスクの分類、組織的な対応を述べる。次に、恵泉女学園大学が2007年3月9日に主催した特色GP第2回報告会「危機管理セミナー 健康管理を中心に*1」における専門的な立場からコメントしたリスクコンサルタントの守永貴子氏と医師であり、NGOのリーダーでもある本田徹氏のコメントより、それらを土台に新たに寄稿していただ

いた。さらに、国立教育政策研究所の川島啓二氏、危機管理会社の日本アイラック社の山下寿人氏からも寄稿いただいた。

第2章では、2000年から海外を中心にフィールドスタディを実施してきた恵泉女学園大学における危機管理の事例を紹介する。恵泉女学園大学の短期および長期のフィールドスタディにおける危機管理対策は、今日もその充実化を目指して日々改善中である。2007年時点における恵泉女学園大学の危機管理の状況を、実際に使用しているフォーマットなどを含めて提示した。

第3章では他大学・他機関のリスク管理を紹介する。国際基督教大学、大阪大谷大学、京都精華大学における危機管理事例に関して寄稿および執筆のための情報をいただいた。また大学における海外教育プログラム担当者向けに制作された、茨城大学矢内結香氏のハンドブックも紹介する。さらに、日本の国際協力NGO・シャプラニールが海外でのスタディツアー中に発生した感染症対応の事例を紹介する。そのほか、旅行会社の山田和生氏から大学の海外プログラムの旅行形態別課題と感染症対策について具体的に示唆に富む寄稿があった。



熱心な意見交換が行われた危機管理セミナー会場風景



恵泉女学園大学の危機管理事例を発表する
上村英明体験学習CSL・FS委員長

* 1 2007年3月9日の恵泉女学園大学特色GP第2回報告会「体験学習のための危機管理セミナー 健康管理を中心に」のプログラムは以下の通り。

開催日：2007年3月9日（土）時間13時半から17時

場所：早稲田奉仕園日本キリスト教会館6階会議室（東京都新宿区西早稲田）

講師：本田徹（SHARE＝国際保健協力市民の会代表）「医師の立場からの助言」

守永貴子（AIU保険会社リスクコンサルタント）「事故を危機に変えないために」

上村英明（恵泉女学園大学体験学習CSL・FS委員会委員長）「恵泉女学園大学の制度的対応の事例」

もくじ

はじめに	2
本書の構成	3
第1章 大学教育における海外体験学習と危機管理の考え方	
大学主催の海外体験学習プログラムにおける危機管理(リスクマネジメント)	6
大橋 正明 恵泉女学園大学人間社会学部教授・学部長、体験学習GPタスクフォース責任者 斉藤 百合子 恵泉女学園大学人間社会学部助教、体験学習GPタスクフォース	
リスクマネジメント(危機管理)の考え方	9
守永 貴子 AIU保険会社 リスクコンサルティング部リスクコンサルタント	
大学における体験的な学習のリスク問題と「学生教育研究災害傷害保険」	11
川島 啓二 国立教育政策研究所 高等教育研究部 総括研究官	
法的側面からみた大学の安全管理・危機管理体制	15
山下 寿人 日本アイラック株式会社 クライシスソリューション事業部	
体験学習実施のための教員向け健康管理を中心とした危機管理	17
本田 徹 医師、特定非営利活動法人 シェア=国際保健協力市民の会代表	
第2章 恵泉女学園大学の危機管理	
恵泉女学園大学の危機管理の事例	22
斉藤 百合子 恵泉女学園大学人間社会学部助教、体験学習GPタスクフォース	
1. 本学の海外プログラムへの制度的対応(法律上のリスクへの対応)	23
2. FSにおける危機管理(被災型リスクへの対応)	26
3. 情勢変化型リスクへの対応	30
FSプログラムの学内の位置づけ	31
第3章 他大学・他機関の危機管理	
国際基督教大学(ICU)の国際サービス・ラーニングの危機管理事例	34
村上 むつ子 国際基督教大学 サービス・ラーニング・センター	
途上国における海外学習プログラムの実施とリスク管理の事例—他アクターとのパートナーシップ—	37
岡島 克樹 大阪大谷大学 人間社会学部人間社会学科 専任講師(国際協力論)	
京都精華大学の海外プログラムにおける安全管理	41
「短期海外研修担当者のためのハンドブック」について—茨城大学の事例—	47
スタディツアー感染症発生から学んだこと	49
小嶋 淳史 特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会	
旅行会社と大学とのパートナーシップの可能性:旅行会社から見たリスク管理と予防	52
山田 和生 (株)マイチケット 代表取締役会長	
役に立つサイト集	58
参考文献	58
あとがき	59



大学教育における海外体験学習と 危機管理の考え方



大学主催の海外体験学習プログラムにおける危機管理（リスクマネジメント）

大橋 正明 恵泉女学園大学人間社会学部教授・学部長、体験学習GPタスクフォース責任者
 斉藤 百合子 恵泉女学園大学人間社会学部助教、体験学習GPタスクフォース

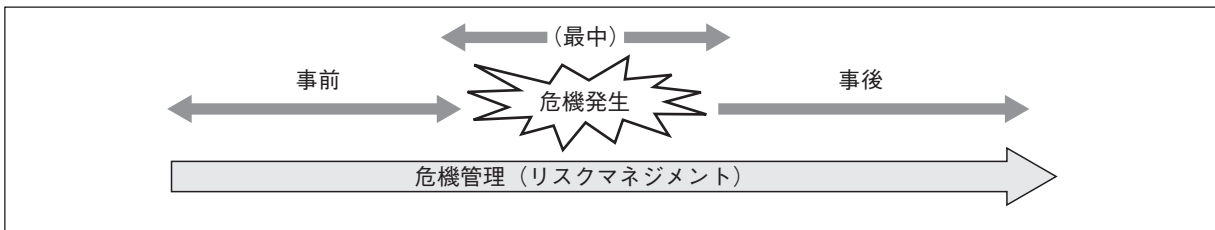
1. 危機管理（リスクマネジメント）

危機管理は、リスク管理とかリスクマネジメント、クライシスマネジメントなどさまざまな言い回しで呼ばれることがある。

本事例集では「危機を予測した上で危機を回避

もしくは縮小するためにどのような対策を実施しているか」との観点から危機発生の事前対策と、「不幸にも危機に遭遇した場合の影響を最小限にするための対策を講じるか」との危機発生事後対策を含めた体制を、危機管理もしくはリスクマネジメントと呼ぶ。

◆図1 危機管理（リスクマネジメント）



2. リスク（危機）の分類と組織的な対応の必要性

大学が直面するリスクの可能性は、通常の大学生活において発生する可能性もある。しかし本稿では、大学キャンパスの外、それも日本以外の国で実施する海外プログラムにおける危機管理を検討したい。

大学が主催する海外プログラムにおいて、どん

なりリスクから何を守るのかについて、中部大学客員教授で一橋大学国際戦略本部総括ダイレクター、そして危機管理NPO法人海外留学生安全対策協議会（以下、JCSOS）理事である服部まこと氏はリスクの分類と守るべきものを以下のように列挙した*1（表1参照）。服部氏によるとリスクは「災害危機」「環境危機」「組織危機」「社会危機」と分類され、守るべき大事なものは「生命」「精神」「組織」「財産」としている。

◆表1 危機管理：大学が守るべきものは何か

◎何を守るべきか 生命（学生教職員の生命・身体・健康・衛生…） 精神（学生教職員の心の安定・留学研修生活上の安心） 組織（大学の体制・制度・責任・信用…） 財産（金銭・カード・TC・図書・資料・その他の所有物や機器・施設設備…） ◎何から守るべきか 災害危機（地震・風水害・気象災害・火災・爆発・交通運輸事故…） 環境危機（水質汚染・地球温暖化被害・化学物質汚染・生物災害…） 組織危機（経営危機・組織体制崩壊・コンプライアンス・権利侵害…） 社会危機（テロ・暴動・麻薬・銃犯罪・強盗窃盗・暴力行為・ストーカー・セクハラ・個人情報漏洩・知財侵害・ハイテク犯罪・差別偏見…）

出所) 服部まこと「リスク・マネジメントと大学の役割」第12回JCSOS危機管理セミナー資料2006年5月19日開催於明治大学および「派遣留学生の安全対策と危機管理」p13社団法人日本私立大学連盟国際教育・交流委員会2007年2月

◆表2 海外プログラム実施における大学のリスク

大学のリスク	リスクの内容	想定されるリスク
法律上のリスク	安全配慮（注意）義務	
被災型リスク	重大事故に遭遇	派遣地域に係る、事故、事件、衛生、健康等 交通事故（航空機、自動車、自転車、バス） 事件（殺傷、傷害、強盗、盗難、行方不明） 疾病、ケガ（食中毒、入院、手術）
情勢変化型リスク	テロ、暴動、感染症など	派遣地域又はその周辺でテロ、暴動、デモ、感染症などの発生。

出所) 山下寿人「海外体験学習プログラムの危機管理」2006年7月1日、桃山学院大学における『大学教育における海外体験学習研究会』における発表資料をもとに、斉藤が作成。

一方、日本アイラック社(大学、企業、JATA会員旅行会社の海外危機管理を専門に取り扱う総合リスクマネジメント会社)の山下寿人氏は、大学が承認して海外で実施するプログラムのリスク(危機)を、「法律上のリスク」、「被災型リスク」、「情勢変化型リスク」の3つに分類している(表2参照)。

「法律上のリスク」とは、プログラムに参加している「学生の生命、身体、健康などに危険が生じないように、安全かつ円滑に実施できるよう適切に配慮すべき法律上の責任として『安全配慮(注意)義務』や『管理監督責任』を大学が負う」*2 というもので、プログラム参加中の学生が事故や事件に遭った際の大学の責任は、「通常的安全配慮(注意)義務を適切に実施していれば防ぐことはできたのか」*3 などの点で問われるものである。

また「被災型リスク」は、プログラム実施中に想定しうる事故や事件、盗難や疾病のことである。プログラム実施前および実施後に、こうしたリスクを発生させないようにどのように防止しているか、また万が一事故や事件に巻き込まれた場合どのようにリスクを最小化しているかが問われる。「情勢変化型リスク」とは、テロや暴動、新型感染症、また自然災害(地震や津波)など不測の事態が想定される。

さらに、本事例集第3章で危機管理事例を紹介している京都精華大学では、図2のようにリスクを分類している。

以上、リスク(危機)の実体を把握するためにいくつかの分類を紹介した。海外プログラムを主催する大学は、やみくもにリスク(危機)を恐れるだけでなく、それぞれのリスク(危機)の性質

や傾向を把握しながら、それぞれの大学の事情に合わせてリスクに対応できる体制を構築していく必要があるだろう。

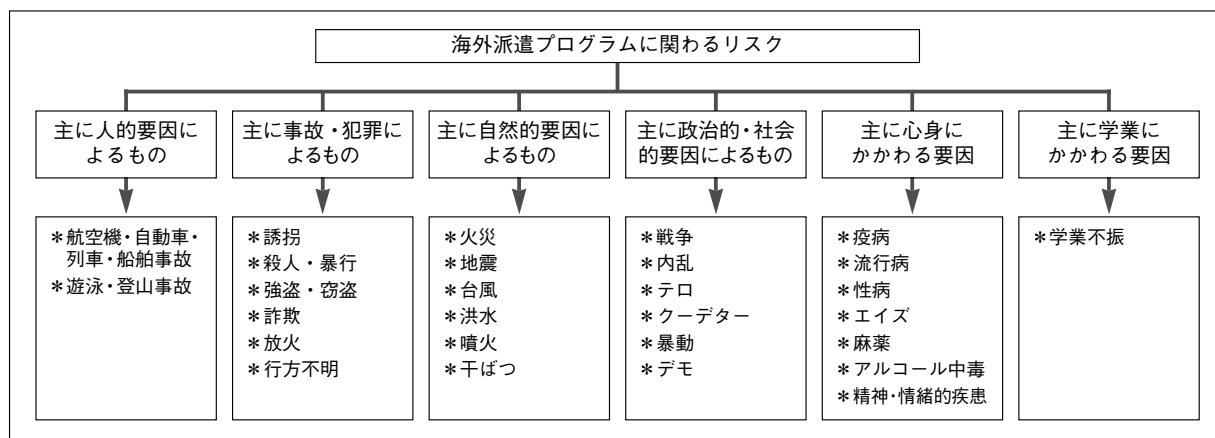
3. 危機管理に関連する学外機関との関係 — 保険会社、旅行会社 —

大学の海外プログラムは大学単独で実施されることはなく、さまざまな場面で学外機関と関係しながら実施・展開されている。私大連は「留学支援と危機管理」をテーマとした「国際教育・交流調査2006」を実施しているが、同調査の質問項目「学外機関との危機管理への取り組み」に対して、「大学間の協力体制」(39.8%)、「旅行会社主催の企画旅行」(30.9%)、「危機管理専門NPO団体との契約」(23.8%)、「法律事務所・顧問弁護士からアドバイス」(14.6%)などの回答が報告されている*4。

ところが私大連の同調査には、海外旅行保険に関する質問項目がなかった。調査方法や回答者が同一でないために安易に比較することはできないが、恵泉女学園大学が関東地方(1都6県)にある国公私立大学の文系学部を対象に実施した「海外における体験学習の実態基礎調査」に、海外でのプログラムを実施していると回答した72学部への質問項目「リスク管理の方策について」(表3参照)に対して「海外旅行傷害保険を大学がかけている」との回答数は、半数に満たない44.3%であった*6。

万が一事故や病気が発生した場合の大学側の責任(見舞金の支払い等)を考えると、大学が参加学生の死亡および後遺障害を想定して海外旅行傷害保険に加入したり、事故が発生したときに大学

◆図2 京都精華大学のリスク分類



出所) 京都精華大学

◆表3 リスク管理の方策について（複数回答可 n=88科目）

リスク管理の方法	科目数	%
海外旅行傷害保険を大学がかけている	39	44.3
海外旅行傷害保険を参加学生が個人でかけるよう指導している	61	69.3
学生が海外旅行傷害保険をかけたかを確認している	46	52.3
外部の危機管理エージェントと契約している	21	23.9
内部に危機管理システムを確立している	43	48.9
安全管理についての学生向け事前説明会などを実施している	65	73.9
安全管理についての保護者・保証人向け事前説明会などを実施している	13	14.8
事前の健康チェックを実施している	35	39.8
事後の健康チェックを実施している	7	8.0
参加する学生の適性のチェックを事前にしている	40	45.5
その他	7	8.0
無回答（ひとつもチェックなし）	3	3.4
合計	380	

出所)「海外における体験学習の実態基礎調査報告書」p33 恵泉女学園大学 2007年3月

関係者派遣費用や現地旅行会社手配費用、通信費用、緊急対応費用等を支払うことができる旅行事故対策保険などに加入することも危機管理もしくはリスクマネジメントと言えらるだろう。

●大学と旅行会社との関係：

旅行形態の選択について

ここで危機管理と関連がある学外機関、とくに旅行会社と旅行形態の選択について考えてみよう。私大連の前述の調査の学外機関との危機管理の取りくみの質問に「旅行会社主催の企画旅行」の回答が30.9%だった。このことから、「旅行会社主催の企画旅行」を危機管理対策としてとらえていることが推定される。では大学の危機管理において旅行会社はどのような役割を果たせるのか、2005年

◆表4 手配旅行と企画旅行の相違点

旅行形態		内容	責任範囲
手配旅行		旅行者の希望により、航空機などの運送や宿泊施設の手配を行う。	旅行会社の責任は航空券等、依頼されたことを手配した時点で終了する。
企画旅行	受注型 (オーダーメイド型) 新設	大学など旅行者の希望により旅程（日程、サービス内容、料金など）を計画する。	1. 特別補償制度 ①死亡・後遺障害制度 海外旅行2500万円 ②通院見舞金・入院見舞金 2. 旅程保証制度 旅行内容が変更された際、変更保証金が支払われる。
	募集型 (パッケージツアー型)	旅行会社が旅を企画し、大学などで旅行者を募集して行う旅行。旅行者の都合による内容変更はできない。	

- * 1 「派遣留学生の安全対策と危機管理」 p13 社団法人日本私立大学連盟 国際教育・交流委員会 2007年2月
- * 2 山下寿人「海外体験学習プログラムの危機管理」2006年7月1日桃山学院大学における『大学教育における海外体験学習研究会』における発表資料
- * 3 同上
- * 4 「派遣留学生の安全対策と危機管理」 p36～37 社団法人日本私立大学連盟 国際教育・交流委員会 2007年2月
- * 5 関東地区（1都6県）にある国公私立大学の文系学部は、153大学376学部。朝日新聞社広告局発行 平成19(2007)年度入試日程カレンダーの区分による。2006年11月に実施した。
- * 6 「海外における体験学習の実態基礎調査」報告書p33 2007年3月 恵泉女学園大学

に改正された旅行業法と旅行形態から考えてみる。

旅行業法は、現代の多様化するニーズに対応することなどを目的として2005年に改正された。改正ポイントは、旅行契約の形態およびその名称が「企画旅行」と「手配旅行」に分けられ、旅行会社が負う責任が、それぞれ明確にされたことである。すなわち、「企画旅行」とは、旅行会社が旅行を企画し、包括料金を設定し、旅行の責任を負うものである。一方、「手配旅行」における旅行会社の責任は航空券等、依頼されたことを手配した時点で終了する（表4参照）。

さらに「企画旅行」にはオーダーメイド型の「受注型」とパッケージツアー型の「募集型」に分かれている。「受注型企画旅行」は旅行者のニーズの多様化（体験型、滞在型旅行など）に対応した形態である。また、旅行会社の責任が重い「受注型」や「募集型」などの「企画旅行」では、旅行者が死亡・後遺障害に遭った場合に死亡後遺障害補償金（2500万円／海外、1500万円／国内）が、および通院や入院時にもそれぞれ通院見舞金、入院見舞金が補償されるという特別補償制度が拡充された。

大学を含めた多様化する顧客のニーズに対応可能な特徴がある旅行形態をどのように活用すれば、リスクを最小化し、教育効果の高いプログラムを実施することができるのか。この問いに答えるのは容易ではない。しかし、こうした制度を充分理解した上で、大学と旅行会社との間に良好なパートナーシップをどのように構築していくのもその答えの一つであろう。

リスクマネジメント（危機管理）の考え方

守永 貴子 AIU保険会社 リスクコンサルティング部リスクコンサルタント

私共AIU保険会社は損害保険業だが、「保険は万能ではない、事故を防ぐことこそ重要である」とのスタンスに立ち、長年にわたりご契約者の事故防止の取り組みの支援をさせていただいている。

「ご契約者」とは、今回においては大学や海外体験学習プログラムの責任者、あるいはそこに参加する学生である。さまざまな事故や病気などの不測の事態から学生を守って実り多いプログラムにするためには、危機管理が重要であり不可欠だ。また不測の事態を発生させることによって大学やプログラムの責任者はさまざまな責任を追求されかねないため、学生を守るとはすなわち、大学やプログラムの継続を守ることになる。

さらに、ひとつの大学のひとつのプログラムにおけるたった一度の危機管理の失敗は、同様のプログラムを運営しているすべての大学にマイナスの影響を及ぼしてしまう。今回のように多くの大学の関係者が集まり情報を共有することはたいへん有意義なことといえよう。

ところで、みなさまの中には、たとえ学生であっても責任能力も判断能力もある年齢であり、20歳以上であれば成人でもあるから、プログラム中に事故があってもそれが本人の責任に帰する場合は、大学は責任を免れることが可能ではないかとお考えの方もいらっしゃるであろう。たとえば、マラリアなどの恐れがある地域において「長袖長ズボンを着用」の旨を指導していたにもかかわらず、それに従わずにタンクトップを着ていて蚊に刺され発症したというようなケースが想定できる。事前に指導していたことを理由に学校の責任はないという法的判断が得られる可能性は高いといえる。

しかし、大学が無責を主張して学生と裁判で争った場合、その後のプログラムに参加したいと思う学生はいるだろうか。大切な我が子をそんなス

タンスで運営されているプログラムに参加させたいと思う保護者がいるだろうか。ひいては、そういう大学に入学したい／させたいと思う人がいるだろうか。

この点こそが、大学を挙げて危機管理体制を構築しなければならない真の意味である。あえて申し上げれば、何が起きても大学がすべての責任を負う覚悟でプログラムを運営するというスタンスに立ってはじめて、危機管理のスタートラインに立つことができるのである。

しかし、危機管理といっても難しいことではない。概念的に説明すれば、リスクをリスクとして認識し、そのリスクが発生しないようあらゆる対策を講じ、それでも万一の発生に備えて、被害を最小限におさえるためのあらゆる対策を講じておくのが危機管理である。

例えば、火事を例にとり考えてみよう。タバコの火が完全に消えていない灰皿を見つけても、そのうち消えるだろうと放置したことはないだろうか。先程のマラリアの例では、タンクトップを着ている学生を見ても何も思わない、長袖に着替えるように指導しないというのは、リスクをリスクとして認識する能力に欠けていると言わざるを得ない。

では、タバコの火による火災を未然に防ぐにはどうしたらいいのか。喫煙所を設ける。喫煙所を周知する。喫煙所でのみ喫煙するよう指導する。喫煙所付近には可燃物を置かない。喫煙所の灰皿は時間を決めて清掃する。こういったことが考えられるが、これらがまさに危機管理である。

しかし、さまざまな対策を講じてもおお火災が発生することもある。火災が起きてしまったらどうするか？ 119番に電話して消防車を呼ぶと同時に消火器で初期消火をする。このセミナー会場では

消火器はどこにあるのだろうか？初めての場所では分からなくて当然だというスタンスは危機管理としては問題だ。消火器の使い方をご存知だろうか？消火器が消火剤を噴出できる時間をご存知だろうか？

初期消火にあたる人以外は避難する。（初期消火に失敗したらその人もすぐに避難しなければならないが、）避難したら全員無事かを確認しなければならない。今日ここに何人いるかご存じだろうか？被害者がいたとしてどうやって家族に連絡するのか？緊急時にスムーズに対応できるように備えておくのも危機管理である。

このようにまずは身近なリスクで訓練し、海外研修プログラムにおけるリスクの発見やその対策の構築にまで高めていただくと「危機管理」も分かりやすいのではないか。

私たちには無限の知識と時間と労力と費用があるわけではない。あらゆる対策を考えた中から、優先順位をつけて、すぐしなければならないこと／今簡単にできることからまず着手することが肝要だ。効果的な対策を効率的に実施するためにも、大学や地域の枠を越えて情報交換することが重要だし、私共のようなまったく違う分野とも交流することも新しい気づきのきっかけになるかもしれない。これをご縁に、みなさまが危機管理を身近なものとして理解と取り組みを進めていただければ幸甚である。

（守永氏には、2007年3月9日に東京で開催した「体験学習実施のための危機管理セミナー 健康管理を中心に」における専門的立場（リスクコンサルタント）のコメント要旨に加筆・修正して寄稿いただいた）



危機管理セミナーでコメントする守永氏

大学における体験的な学習のリスク問題と「学生教育研究災害傷害保険」

川島 啓二 国立教育政策研究所 高等教育研究部 総括研究官

はじめに

インターンシップやボランティア活動、あるいは各種の体験的な活動などが、学生の社会的成長や学習へのモチベーションの向上に、大きな効果が期待されることから、この間の審議会答申等においては、幾度となくその推進が慫慂されてきた。

例えば、中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」（平成14(2002)年2月21日）においては、「3 大学における教養教育」の「(1) 大学における教養教育の課題」のくだりで、以下のように述べられている。

「さらに、教養教育は、大学のカリキュラムの中だけで完結するものではない。この世代の青年が、部活動やサークル活動などを通じて協調性や指導力などの資質を磨くこと、各種のメディアや情報を正しく用いて現実を理解する力を身に付けること、国内外でのボランティア活動、インターンシップなどの職業体験、更には、留学や長期旅行などを通じて、自己と社会とのかかわりについて考えを深めることも教養を培う上で重要である。ヨーロッパの多くの国では、大学に入学する前に、社会での活動を行うことが積極的に受け止められており、大学入学者の平均年齢は我が国よりも2、3歳高い。我が国においても、大学を休学して長期間のボランティア活動に取り組んだり、職業経験を積んだ後に再度大学に入り直したりといった「寄り道」をすることの意義を社会全体で認識し、評価する必要がある。」

しかしながら、大学外で展開されるさまざまな活動に伴って懸念される、これまたさまざまな事故や傷害に対する対策やガイドラインに触れられることは殆どない。平成14(2002)年7月に出された、同じく中央教育審議会答申「青少年の奉仕活

動・体験活動の推進方策等について」においても、初等中等教育段階についての記述部分では、「事故発生時の備え」として、マニュアルの作成や保険の利用などに触れられているが、「3. 18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援～奉仕活動を日常生活の一部として気軽に行う～」の「(1) 学生に対する奨励・支援等」においては、「大学、短期大学、高等専門学校、専門学校などにおいては、学生が行うボランティア活動等を積極的に奨励するため、正規の教育活動として、ボランティア講座やサービスラーニング科目、NPOに関する専門科目等の開設やインターンシップを含め学生の自主的なボランティア活動等の単位認定等を積極的に進めることが適当である。また、学生の自主的な活動を奨励・支援するため、大学ボランティアセンターの開設など学内のサポート体制の充実、セメスター制度や、ボランティア休学制度など活動を行いやすい環境の整備、学内におけるボランティア活動等の機会の提供などに取り組むことが望ましい。こうした大学等や学生の取組を支援するため、国においてボランティア教育や活動を積極的に推進する大学等に対する支援措置を講じることが適当である。さらに、公務員や民間企業の採用に当たって、学生のボランティア活動等を通じて得られた経験、能力等を一層重視することが期待される」として、科目設定や単位認定、センターの開設等の制度・組織的条件整備には熱心に触れられているが、リスク管理については述べられていない。

小論においては、かような政策的スタンスのよって来る事情を考察し、リスク対応のための、数少ない公共的制度である、「学生教育研究災害傷害保険」の現状について考察する。

1. 体験的な学習における リスク問題についての基本的スタンス

我が国の学校行政の基本的な制度理念は「設置者管理主義」であり、その考え方からすれば、大学を含めた学校による活動や事業に随伴するさまざまなリスクは、基本的には設置者が負うべきものである。それゆえ、初等中等教育段階においては、設置者の大多数が地方公共団体であることから、リスク管理についてのガイドライン作成や指導・助言は、当該地方公共団体（具体的には教育委員会）が取り扱うものであり、高等教育段階においては、当該の設置法人が扱うべきものとなる。

そもそも、文部科学省において、体験的な学習やそのリスク管理を専門的に担当する部署は存在しない。大学における正課の授業に関わることは、おしなべて高等教育局大学振興課学務係（インターンシップについては同局専門教育課教育振興係）の取り扱うところとなり、担当者に問い合わせたところ、体験的な学習やそのリスク管理についてのガイドラインや通知等を、文部科学省が出したことはおそくないであろう、ということであった。

国による直接の関与はないけれども、公共的な必要性が高い場合、省庁の所管法人による活動を支援して、所期の政策効果の実現を期すという手法がよく取られる。大学教育におけるリスク対応については、次に述べる「学生教育研究災害傷害保険」がそれに該当するものといえる。

ただ、これとても、「学生教育研究災害傷害保険」を扱う、(財)日本国際教育支援協会は、民法上の財団法人であり、なおかつ、同保険に関わるものはもとより、文部科学省から現在は補助金を受けていないとのことであるので、少なくとも制度的に国がコントロールできる仕組みが担保されているわけではない。もちろん、おそらくは、文教当局が全く無関係であったということではなく、制度や所管法人組織の歴史的沿革、あるいは、所管法人に対する制度運用場面での指導・助言等により、その意向が間接的に反映されることは、ありうるべきところではある。

2. 学生教育研究災害傷害保険の創設と その概要

「学生教育研究災害傷害保険」（以下、「学研災」）は、昭和51(1976)年に、当時の(財)内外学生センターによって、創設された。(内外学生センターの沿革は、昭和20(1945)年3月の「動員学徒援護会」まで遡ることができる。)

初等中等教育段階（高等専門学校を含む）においては、学校の管理下中の事故に対する災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）が、昭和35(1960)年の日本学校安全会設立以来、制度として実現しているのに対して、高等教育段階においては、それに対応する制度が長らく存在しなかった。(災害共済給付を所管する組織は、日本学校安全会以降、日本学校健康会(昭和57(1982)年)、日本体育・学校健康センター(昭和61(1986)年)、さらには独立行政法人日本スポーツ振興センター(平成15(2003)年)と、行政改革による組織再編等によって変遷している。)

学研災は、上記の災害共済給付制度をモデルに、長きにわたる関係者の尽力もあってようやく実現にこぎつけたものとのことである。平成16(2004)年からは、行政改革の一環としての法人組織の整理統合により、その業務は、(財)内外学生センターから(財)日本国際教育支援協会に移管した。

制度の概要としては、学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実・発展に寄与することを趣旨とする災害補償制度で、(財)日本国際教育支援協会が契約者となり、各大学が窓口になることによって、保険料を低廉に抑える仕組みとなっている。保証の範囲は、1. 正課中、2. 学校行事中、3. キャンパスにいる間、4. (大学が認めた) 課外活動中、さらに、特約により、通学中や学校施設間の移動中における傷害事故も対象となる。体験的な学習における事故の場合は、「正課中」もしくは「課外活動中」に該当することになるものと思われる。さらに、平成10(1998)年には、付帯賠償責任保険の制度も設けられ、体験的な活動やインターンシップ中の事故にも対応しやすくなった。加入形態は、大学による一括加入と学生ごとの個人加入との二通りがある。

以下は、学生所属種別に基づく加入学生数及び加入率（平成17(2005)年度）の一覧である。全体の加入率は84.7%と高い数値を示しているが、私立大学88.5%に比して国立大学77.4%と、やや低い数値を示しているのは、この問題に対する両者の多少の認識の差を示すものかもしれない。（以下の表は、(財)日本国際教育支援協会の提供による。なお、表の数値は、実際の保険加入の手続き総数と、統計を取った時期とのタイムラグの関係から若干の誤差が生じているとのことである。）

体験的な活動については、その活動範囲が、正課と正課外にまたがることはもちろんのこと、大学が教育活動の一環として認めたものとそうでな

いものとの境界線が難しいことや、学生が自主的に探してきたインターンシップなどが、学研災の保証範囲に該当しないことなどもありえることから、平成19(2007)年度から（一部大学では平成18(2006)年度）、学生生活をトータルにカバーする「学生生活総合補償制度」がスタートする運びとなった。「昨今の大学制度の諸改革及び学生のライフスタイルの多様化に伴い、大学の教育活動が従来のキャンパス活動の枠を超えたものとなるケースが増えて」おり、「その結果、学研災が対象とする正課・学校行事等大学が直接関わる教育研究活動の枠にはまらないインターンシップ・ボランティア、その他社会活動が、大学教育の一環として推

◆学生教育研究災害傷害保険新規加入学生数及び加入率

学生所属種別		加入学生数(人)			d.全学生数**	加入率(%) c/d
		a.平成17年度 新規加入学生数	b.平成16年度以前 からの加入学生数*	c.全加入学生数		
国立	大学院	37,810	46,006	83,816	150,780	55.60%
	大学	99,244	270,709	369,953	477,945	77.40%
	短大	423	986	1,409	1,643	85.80%
	計	137,477	317,701	455,178	630,368	72.20%
公立	大学院	3,850	4,436	8,286	13,928	59.50%
	大学	24,864	68,772	93,636	110,982	84.40%
	短大	5,517	7,360	12,877	14,347	89.80%
	計	34,231	80,568	114,799	139,257	82.40%
私立	大学院	43,458	24,758	68,216	89,772	76.00%
	大学	725,709	1,065,213	1,790,922	2,022,519	88.50%
	短大	97,755	90,179	187,934	203,365	92.40%
	計	866,922	1,180,150	2,047,072	2,315,656	88.40%
計	大学院	85,118	75,200	160,318	254,480	63.00%
	大学	849,817	1,404,694	2,254,511	2,611,446	86.30%
	短大	103,695	98,525	202,220	219,355	92.20%
計		1,038,630	1,077,868	2,617,049	3,085,281	84.80%
通信教育***	大学院	614	1,628	2,242	9,634	
	大学	50,134	132,600	182,734	246,029	
	短大	16,756	34,966	51,722	28,424	
	計	67,504	169,194	236,698	284,087	83.30%
通信教育含む 計	大学院	85,732	76,828	162,560	264,114	
	大学	899,951	1,537,294	2,437,245	2,857,475	
	短大	120,451	133,491	253,942	247,779	
計		1,106,134	1,747,613	2,853,747	3,369,368	84.70%
前年度		1,051,988	1,733,641	2,785,629	3,322,076	83.90%
対前年度比		105.10%	100.80%	102.40%	101.40%	

* 平成17(2005)年4月1日時点で有効な保険契約を残す加入学生数。

** 平成17(2005)年5月の学校基本調査による。

*** 通信教育課程は、加入期間が6年間のみ、かつ期間途中での異動返金手続がないため、退学・6年以内の卒業による減人数算出が不能。よって、通信教育課程及びそれを含む加入率は参考。

進されているにもかかわらず、現在の学研災に加入しているながら補償が受けられない、といったケースが残念ながら発生している」(「学生生活総合補償制度」創設のご案内)、(財)日本国際教育支援協会、平成18(2006)年2月1日付)といった状況認識に基づく制度創設であり、体験的な活動の広範な広がりにとって、適合的な制度改革といえよう。

3. リスク管理の制度的な基盤整備をどのように考えるべきか

大学教育における体験的な活動等に関わるリスク管理について、文部科学省のような行政当局のできることは限られている。保険制度のような制度的基盤の整備やマニュアル、ガイドラインの策定を推奨したり、財政的な誘導によって優れた取り組みへの注目やその普及をはかることぐらいであろう。ただ、その基盤的な制度でさえ、行政当局本体ではなく、所管法人の事業としてシステム設計されており、直接的なコントロールが及ぶわけではない。

ただ、大学教育のガバナンス主体は、設置者や大学管理組織、あるいは文部科学省のみによって構成されているわけではない。近年の大学改革は、大学評価という媒介項を通して、大学ガバナンスが機能することを明らかにし、とりわけ、平成16

(2004)年の認証評価システムの導入は、その流れを決定づけるものとなった。

しかしながら、ここにおいても、正課外や大学外における様々な活動についてのリスク管理が評価基準や評価項目として具体的にあげられているわけではない。大学評価・学位授与機構の策定した「大学評価基準(機関別認証評価)」の「基準7 学生支援等」が、本論のテーマに近いものであろうが、そこでも事故回避や事故対応、保険問題について触れられることはない。大学基準協会の「大学基準」においても、「3 教育内容・方法について」「5 学生生活について」のいずれの項目においても、学習環境や経済支援、カウンセリングの必要性が述べられても、リスク管理問題を見いだすことはできない。

以上のように、リスク問題は政策イシューとしてはマイナーな問題である。もちろん、これは個別の大学にとってもマイナーな問題であるというわけではなく、それどころか、事態によっては相当にクリティカルな問題になりうるものである。それゆえ、医療事故等の、相似な問題領域の先例等に学びつつ、専門団体による知見の集約やガイドライン策定が、きわめて重要になってくるといえよう。

(川島氏には、「大学における体験的な学習の危機管理問題」をテーマに、寄稿いただいた)

法的側面からみた 大学の安全管理・危機管理体制

山下 寿人 日本アイラック株式会社 クライシスソリューション事業部

■海外体験学習プログラムを取り巻く環境の変化

ボーダレスの時代に入り国際テロ、自然災害、SARS、鳥インフルエンザ等の不測の事態が派遣予定先国(周辺地域)で発生することが予想され、今まで当たり前のように実施してきた海外研修や留学を、大学として法的責任範囲を認識した上で、安全かつ円滑に実施することが求められている。

■大学の法的責任

大学の承認(単位認定等)する海外研修や海外派遣留学プログラムは、大学の教育プログラムの一環として実施される教育活動の場とみなされる。そのため、研修参加中の学生の生命、身体、健康などに危険が生じないように、安全かつ円滑に実施できるよう適切に配慮すべき「安全配慮義務」や「管理監督責任」を大学は負うことになる。具体的な法的責任については、発生した事案の種類、原因、状況等により、その都度の司法判断になるが、大学側の「債務不履行」や「不法行為」に起因する場合は、損害の賠償責任を負うことが考えられる。

①契約責任—債務不履行責任について

大学は、契約関係にある参加者(学生)、旅行

会社、受入教育機関において、研修に関する契約内容の説明義務を果たすことが求められる。契約の締結後に、大学が不履行となることを知りながら、あるいは知るべきであったのに、契約の一部が履行されず内容が不完全履行となり、その結果として損害が発生した場合は、大学に債務不履行責任が生じる可能性が考えられる。

○大学と旅行会社の契約関係

企画旅行契約(募集型、受注型)、手配旅行契約のいずれの場合も、旅行会社と担当業務及びその責任範囲を確認。

○大学と参加学生(保護者)の契約関係

研修プログラム全体の管理、参加条件に関する保証人(保護者)の承諾。

○大学と受入教育機関(海外)の契約関係

研修プログラム内容、評価、運営に関わる契約及び責任範囲(補償)の確認。

②不法行為責任—安全配慮義務違反について

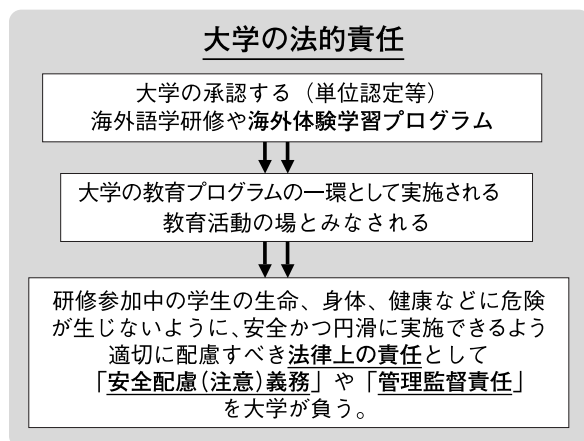
研修参加者の安全確保の見地から、通常の注意を払っていても危険または相当の注意が必要と認識できていたにもかかわらず(予見の可能性)、大学はそれを漫然を見過ごし、または適切な対応・措置を講じなかったために、結果として参加者に危険が生じた場合は、大学の安全配慮義務違反(注意義務違反)が問われる可能性が考えられる。

○派遣先の選定に関して過失がなかったか

大学が通常の注意を払っていれば入手できる危険情報を、学生あるいは国内連絡先に適宜伝え、適切な措置を具体的に講じていたか。その地域の治安状況が悪化している、日本人が巻き込まれる事件・事故が多いなど。

○ホームステイ、学生寮などの宿泊場所の選定に過失がなかったか

研修実施校までの通学路に治安の悪い場所が



企画旅行会社の責任範囲

- 企画旅行会社（募集、受注）は3大責任を負う
- ・**旅程管理責任**⇒旅行計画・旅程の適切な管理。
- ・**旅程保証責任**⇒運送機関や宿泊場所の変更に対して変更保証金を支払う。
変更保証範囲の拡充：出発・帰着空港、直行便から乗り継ぎ便。無手配日
- ・**特別保証責任**⇒死亡後遺障害補償金2500万円/海外、入院見舞金、通院見舞金

緊急事故が発生した場合、**企画旅行会社は旅行者の保護と安全確保のために対応しなければならない**

ある、過去にセクハラや家庭環境に関するトラブルが発生した宿泊先など。

○引率者の選定に過失がなかったか

研修に同行する引率者は、社会通念上プロとして安全対策を含めた対応能力、実績や経験が求められ、安全かつ円滑に研修が実施できるよう適切に配慮することが参加者から期待されている。参加者に危険が生じた場合、引率者個人の過失の有無に加えて、大学はどのような判断基準で引率者を選定したのかについて、その適性や妥当性が問われることがある。

■大学の道義的責任について

大学には法律上の賠償責任が発生しない（責任主体がない）場合でも、道義的・社会的に学校が「家族対応」、「救援活動」、「報道機関対応」等をせざるを得ないのが実態である。

法的責任の有無にかかわらず、大学は道義的責任に基づき適切な事故対応が求められる。

問題発生の確認後、大学がどのような措置を採り、対応したのかについて、被害にあった学生本人とその家族が納得できるような対応ができていなければ、道義的または社会的責任が問われる可能性が考えられる。

■旅行形態と旅行会社の法的責任（旅行業法）

企画旅行契約（受注型、募集型）の場合、企画旅行会社は、旅行業法に従い旅程管理、旅程保証、特別補償の3大責任を負い、旅程（研修期間）中の旅行者（研修参加者）に関わる安全確保と保護が求められる。

一方、手配旅行契約（運送、宿泊に関する部分

手配旅行会社の責任範囲

- 手配旅行会社は、運送・宿泊（旅行商品の部分契約）に係る手配を完了した時に責任終了。万一事故が発生した場合は、研修主催者である大学が「責任主体」として矢面に立ち、対応活動を余儀なくされる。

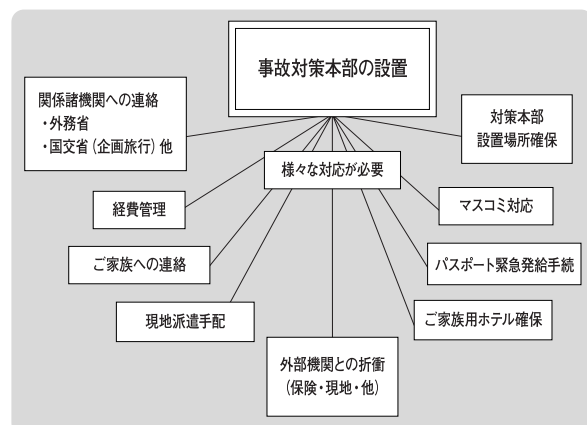
大学独自の特徴ある海外プログラムを開発

- 実施形態：手配旅行契約の形態が多い
⇒主催者である大学側に危機管理体制が整備されているか？
⇒大学の管理監督責任が問われる。

的な手配）の場合、旅行会社はその手配を完了した時点で業法上の責任は終了する。手配旅行契約で海外研修が実施され、万一研修中に事故が発生した場合は、研修主催者である大学が「責任主体」として事故対応することが求められる。

■大学の安全管理・危機管理体制に必要な対応

- 1) 海外研修を取り巻く環境の変化を認識する。
- 2) 海外研修に関する安全について学校の理念を確立する。
- 3) 海外研修に関する安全について学校のガイドラインを策定する。
 - ・情報収集と分析
 - ・海外研修の催行、延期、中止、継続、途中帰国等の判断基準の策定
- 4) 海外研修に関する安全を確保するための学内危機管理体制を構築する。
 - ・海外研修の立案、企画の体制
 - ・平時における情報収集、分析、通知機能
 - ・事故時における学内の緊急対策本部体制と実践機能



体験学習実施のための 教員向け健康管理を中心とした危機管理

本田 徹 医師、特定非営利活動法人 シェア=国際保健協力市民の会代表

1. 感染症について

■感染症は現代の重大な課題

現代の世界全体を見渡すと、感染症は非常に大きな問題である。この2、30年のうちに出現した、新興感染症と言われる、エイズ、SARS、鳥インフルエンザなど以外に、多剤耐性が問題化している結核、マラリアなどの再興感染症、つまり、油断していたら再び脅威となってきた病気もある。なぜ感染症が21世紀になって重要な課題になっているのか。それは、第1に人類が抗生物質や殺虫剤を乱用してしまったことから、生物界の均衡を崩してしまったことがある。第2に地球環境の変化である。地球温暖化がもっとも重要だが、人類とは交渉のなかった動物が住処を失って、人間の領域に入ってきたことも病原体を拡散させた。第3は、交通が発達し、大量の人間を非常に短い時間に運ぶようになった科学技術の進歩である。こうした状況の中で、患者のプライバシーを守りながら、教育現場では、非常事態に備えた対策を常に作っておくことが大事だ。

■旅行中にかかり易い病気

海外に1ヶ月くらい旅行する場合、罹りやすい病気はまず旅行者下痢症だ。原因はいろいろあるが、大腸菌やノロウイルスに感染して下痢をするのが途上国では多い。一方、HIV感染は多くの場合、性交渉による感染だが、1回の性交渉で感染するリスクは低いので、短期の旅行中に感染する機会は少ないと考えられる。しかし、予防を怠ってはならない。

今のところ、鳥インフルエンザは、人から人に感染することはほとんどないが、鳥には注意するべきだ。また、野犬にも注意が必要だ。狂犬病に感染する危険があるから。そのほか、数の上で多いのは、蚊が媒介する病気、マラリア、デング熱、日本脳炎である。同じく蚊が媒介するウエストナイル熱は、ヨーロッパからアメリカにかけて、感染が問題になっている。

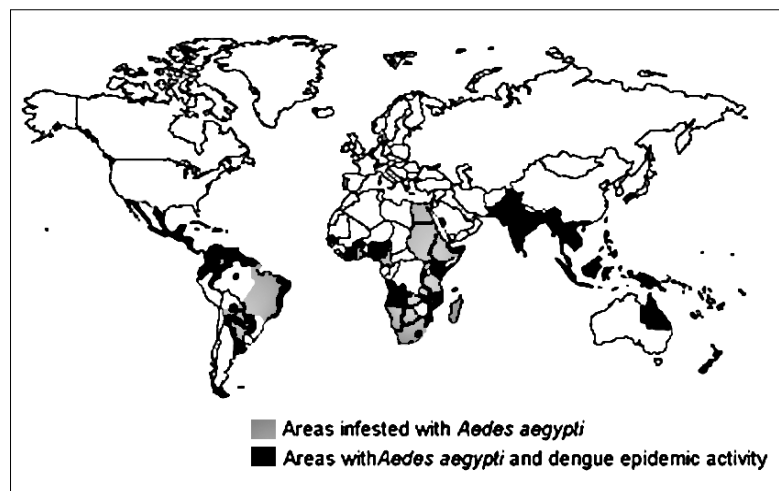
○デング熱

5歳以下の赤ちゃんがデング熱に罹ると、出血熱に進んで、死亡する確率が高くなる。デング熱は大人でも罹る。出血しなくても、風邪の重い症状になり、軽い出血傾向がでてくる。デング熱のワクチンもないので、旅行中の服装や行動などに注意が必要である。



デング熱を発症した幼児

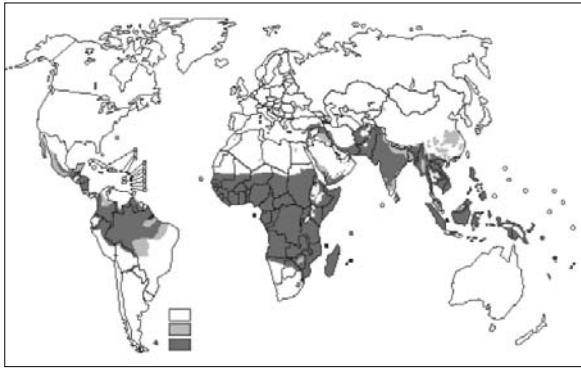
◆デング熱の世界分布



(出典：CDC 米国疫病対策・予防センター)

◆マラリアの世界分布

(出典：WHO)



○マラリア

マラリアは、人類最大の感染症である。年間5億人が罹り、300万人が死亡している。4つのタイプがあるが、特に熱帯熱マラリアになると重症化する可能性が高い。教育用のものとして、シェアが東ティモールで行っている保健教育プログラムの教材は、マラリア感染を防ぐために、家の回りに水たまりを作らない、ボウフラがわからないよう飲み水の容器に蓋をする、皮膚を露出しない、夜間から明け方の外出をなるべく避ける、などの注意を住民にしている。これらの予防法は、大学生たちが海外旅行に行ったときに気をつけなければいけないことでもある。

○HIV/AIDS

HIV/AIDSだが、世界中で現在4,000万人くらいの感染者がいる。一番多いのは、サハラ以南アフリカだが、一方で増えてきているのは、アジアである。海外旅行する人は、こうしたリスクを考えておかななくてはいけないだろう。偏見や差別をなくしていくことが、病気そのものと戦うことになってくると思う。タイでは、新しいHIVの感染者は減ってきているが、90年代に感染した人が現在発病している。タイのHIV/AIDSは1984年に、アメリカに住んでいたホモセクシャルの方が帰国後発病したのが最初のケースとされ、男子同性愛者から広まったといわれている。次にコマーシャルセックス（注：性売買者）やIDU（静脈の麻薬を使用する人たち）の間で広まった。当初、感染者に対して懲罰的なイメージのキャンペーンが行われ、感染者・患者さんがアンダーグラウンドに潜ってしまい、反って、蔓延する結果となった。

1990年始めには、HIVの感染は異性間交渉を通して一般社会の中に広がっていく。2000年以降は、

母子感染の予防が課題となっている。母親がHIV陽性の場合、予防策を講じないと、3分の1の赤ちゃんがHIVに感染するといわれている。

なぜHIV/AIDSに対する差別が広まったのか？懲罰的なネガティブ・キャンペーンが行われたこと、マラリアと同じように蚊を介して感染をするという誤解があったこと、発病すると見た目にはわかる症状などが、HIV/AIDSに対する恐怖を生んだといわれている。

日本でも、国内発生HIV/AIDSが増えている。短い旅行の中でも濃厚な接触があれば感染する可能性があるため、HIV/AIDSについての正しい知識をもつことが必要で、大学にも求められることだろう。なお、1回の異性間性交渉でHIV感染を起こすリスクは、女性の方が明らかに高いといわれている。

○狂犬病

狂犬病も軽視できない。日本でも最近60歳くらいの方がフィリピンで感染し、亡くなられた。途上国では狂犬病は明確なリスクで、アジアだけで年間5万人が犬にかまれている。狂犬病に関する情報は国によって異なるが、日本でも感染症対策研究所のサイトなどで、情報が得られるので見ておくとよいだろう。

○ノロウイルス

日本では生の貝類を食する冬季にノロウイルス食中毒が集中しているが、途上国では季節に関係なく感染しやすい病気だ。通常は自然に治るが、下痢などつらい症状があるので、手洗いや飲み水に気をつける必要がある。

○鳥インフルエンザ

今後、人から人に直接感染するウイルスがでてくるかもしれない。そうすると、1918年の「スペイン風邪」の再来で、何百万という死者が出る可能性もある。日本では幸いなことに人に感染していない。豚は、人・鳥両方のインフルエンザ・ウイルスに感染するので、鳥のH5N1型インフルエンザ・ウイルスが、豚の体内で人インフルエンザ・ウイルスと遺伝子を交換して、ヒト・ヒトの直接感染性を獲得する危険性が指摘されている。

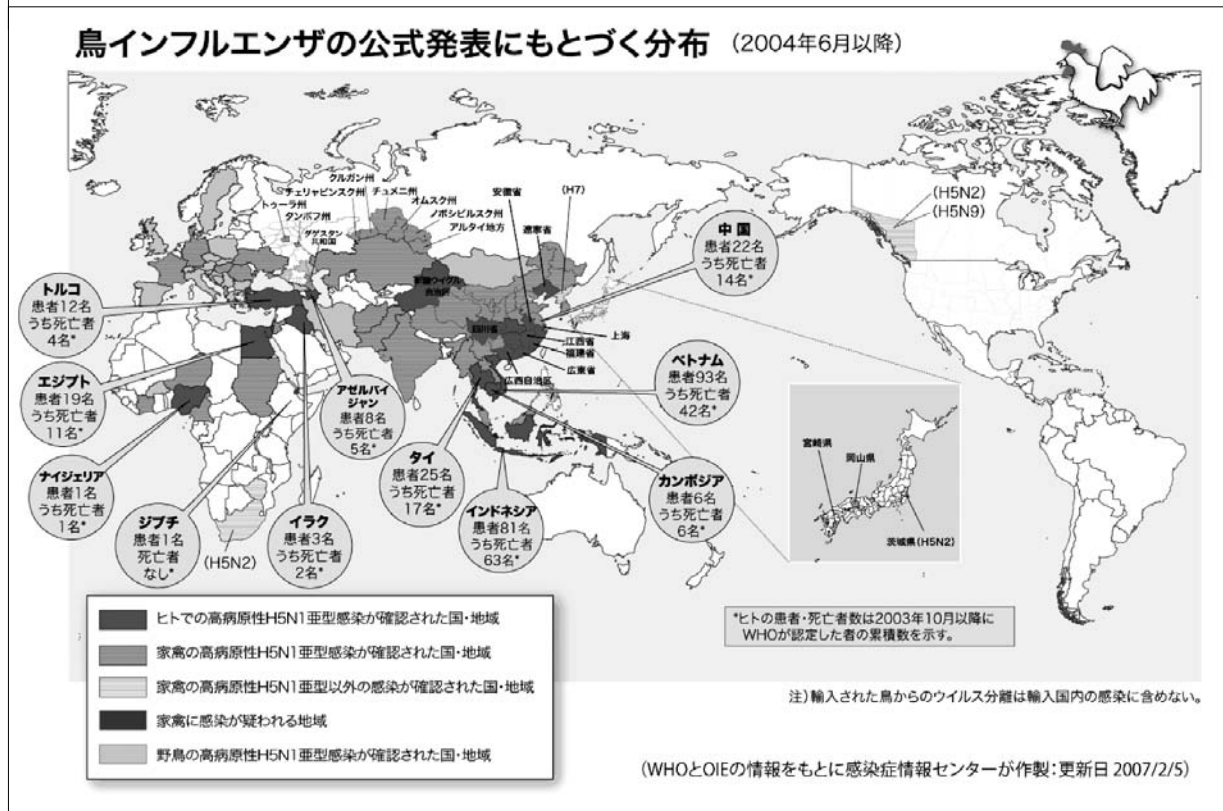
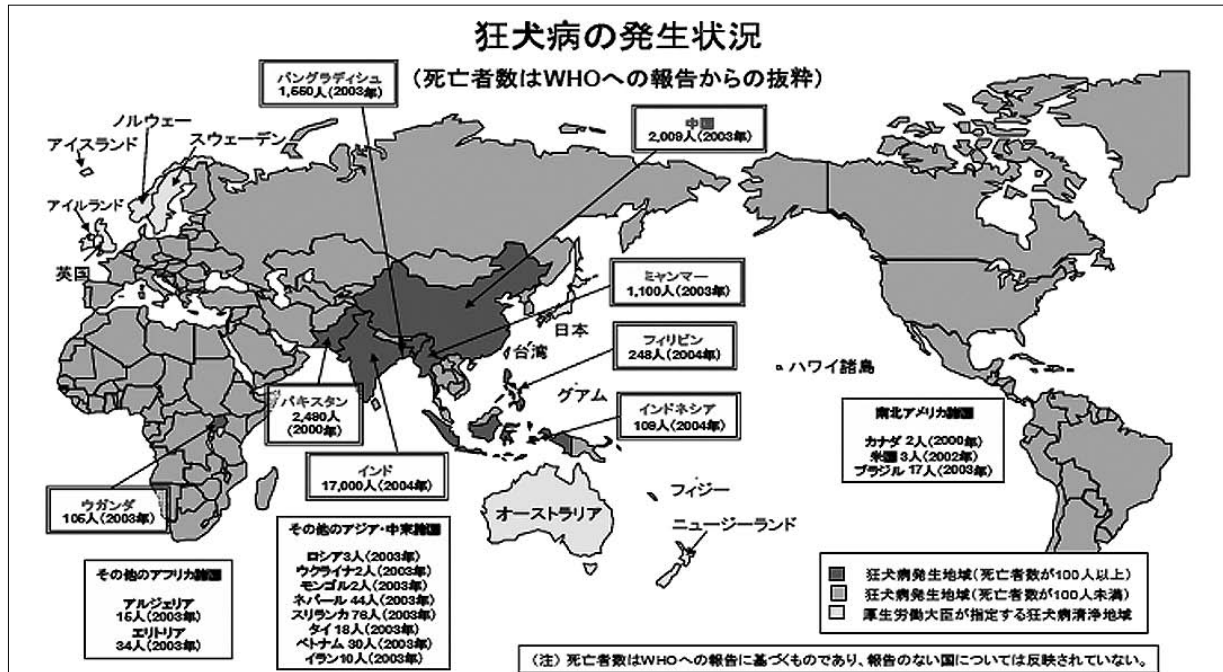
■予防接種について

○破傷風

具体的なことだが、大学は、学生に対して、海外旅行前には自発的にこれこれのワクチンを受けておく方がよいと、アドバイスすべきだ。とくに接種を勧めるのは破傷風ワクチンである。安いし、

副作用もない。海外での破傷風の感染が多いのは、傷を負ったり、交通事故に遭ったり、歯の治療を受けたりするときである。

現在の大学生だと、20歳前後なので、三種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風）を受けていると思われる。しかし、20歳を過ぎると、もしくは第



(出典: 国立感染症研究所感染症情報センター)

一期の注射以降第2期の接種をしていないと免疫が体内にないので、ワクチンを打っておくべきである。破傷風になると、死亡率は3割、後遺症も残る。

○A型およびB型肝炎

いわゆる糞口感染症の代表で、ワクチンが有効である。3回摂取しなくてはならない。B型肝炎は、輸血以外に、性行為感染症という面があるので、その辺を注意すればいいだろう。

○日本脳炎

日本脳炎ワクチンによる脳症が発生して以降、接種は中止になってしまった。が、接種しておいたほうがいいだろう。インドなどでは、日本脳炎はかなり流行している。

○麻疹（はしか）

最近、問題になっているのは麻疹である。アメリカなどに留学してから麻疹にかかる人が増えている。だいたい予防接種を受けるのは1～2歳の間だが、自然の感染ではないので、接種後10年くらいするとその効果は切れ、抗体がなくなっている。現在は、風疹と麻疹をあわせたMRワクチンが導入されている。1歳くらいで接種して、小学校入学前に、もう一度接種するものだ。大学生の追加接種に関しては、個々の体質などもあるので、本人や保護者の判断ということもあるが、大学として接種情報は提供したほうがよいだろう。アメリカの大学では、麻疹の予防接種が2回済んでいることが証明されないと、留学を認めないこともある。先進国で日本ほど、MRワクチンの普及が遅れている国はないと言われている。2回目のMRワクチンをきちんとやっておく必要がある。

2.メンタルな症状の場合

感染症ではないが、やはり海外という異文化の中ではメンタルの問題が大切である。長期滞在でも短期滞在でもメンタルな症状は起こりうるものだ。あるパニック障害の方の事例をあげる。NGOの海外事務所に勤務していた女性で、発症後私が相談を受け、まず現地の病院の精神科で診てもらうことを勧め、入院となった。すこし落ち着いた

ところで、現地の看護婦が付き添って帰国。ご両親が成田に出迎えられ、あらかじめお願いしていた都内の総合病院の精神科に、無事入院することができた。現地と日本の連携がうまくかみ合っていることが大事だと思う。

また、あるNGOが企画したスタディー・ツアーで、一人の男子高校生が、バンコク滞在中に行方不明になってしまった。八方手を尽くしても発見できなかったが、数日後の帰国当日、搭乗便を本人が知っていて空港に現れてくれ、事なきを得た。後で事情を聞いたら、学校も不登校がちで、このスタディー・ツアー参加も親の思惑があったとのことだった。高校生としては、学校生活に戻ることへの忌避感が強く、衝動的に逃亡してしまったようであった。作文やインタビューで参加動機などをよく聞き、本人がスタディー・ツアーを通して何を求めているのか、事前に把握しておくことも重要なのだと思った。

3. まとめ

21世紀は感染症の時代であるが、当事者主権、病気になる人の立場に立った行動をとっていくことが必要なのだと思う。

(本田氏には、2007年3月9日に東京で開催した「体験学習実施のための危機管理セミナー 健康管理を中心に」における専門的立場(医師)のコメント要旨に加筆・修正して寄稿いただいた)

Nothing about us without us

(ぼくたちに関わることを、ぼくたちの知らないところで、決めないで)

—感染症患者の自己決定権—



(出典: David Werner著 "Nothing About Us Without Us"
版元: HealthWrights)



恵泉女学園大学の危機管理



恵泉女学園大学の危機管理の事例

齊藤 百合子 恵泉女学園大学人間社会学部助教、体験学習GPタスクフォース
体験学習CSL・FS室主任

恵泉女学園大学（以下、本学）は、表1のように数種類の海外プログラムを実施している。本稿では、まず海外で実施するプログラム全般に関わる制度的な危機管理対応の事例をとりあげる。次に、2006年度文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に選定された国内外で実施される体験学習のフィールドスタディ（FS）

における危機管理対応について述べる。

日本アイラック社（大学、企業、JATA会員旅行会社の海外危機管理を専門に取り扱う総合リスクマネジメント会社）の山下寿人が提示した危機（リスク）の3分類（法律上のリスク、被災型リスク、情勢変化型リスク）（表2参照）を対照しながら、本学の危機管理対策を紹介する。すなわ

◆表1 2006年度に募集・実施した恵泉女学園大学の海外プログラム一覧

学部	プログラム	行き先	管轄	期間	テーマなど	単位	旅行形態	
人間社会学部	短期 フィールドスタディ (他学部生参加可)	アメリカ	体験学習 CSL・FS委 員会	1週間	人々の多様な生活とその国際社会との結びつきを考える	2単位	手配旅行	
		インドネシア		12日間	ODAを通じた開発を学ぶ	2単位	手配旅行	
		オーストラリア		2週間	Australians, Their Land and Their Identity	2単位	手配旅行	
		沖縄		10日間	シマの環境と開発	2単位	手配旅行	
		タイ		9日間	開発と人権、多文化共生を考える	2単位	手配旅行	
		ドイツ		2週間	あなたの隣人は誰か?	2単位	手配旅行	
		ニュージーランド		10日間	農林業の国、ニュージーランドで自然と人との関係を考えよう	2単位	受注型企画旅行	
		バングラデシュ		10日間	貧困と豊かさ、開発とNGOに触れる	2単位	手配旅行	
		フランス		9日間	イメージの都市パリ	2単位	手配旅行	
		ヨーロッパ		10日間	ヨーロッパの宗教と音楽	2単位	手配旅行	
	長期 フィールドスタディ (他学部生参加可)	タイ		5ヶ月間	個別のテーマを設定	16単位	手配旅行	
人文学部	英語コミュニケーション学科	アメリカ(カリフォルニア大学デイヴィス校)	英語コミュニケーション学科	約4週間	英語研修	2単位	受注型企画旅行	
国際交流プログラム(全学生対象)	海外留学	アメリカ(ノースウェスタン大学:アイオワ州)	国際交流委員会	1年間	留学	留学先の単位認定あり	独自手配	
		韓国(新羅大学:釜山市)		1年間				
	海外語学研修	イギリス(グロスタンチャ大学語学研修+ミニインターンシップ)		約3週間	英語研修	2単位	受注型企画旅行	
		オーストラリアンカトリック大学付属語学センター		約4週間		2単位	受注型企画旅行	
		韓国(梨花女子大学校)		約3週間		韓国語研修	2単位	手配旅行
		イタリア語学&文化研修		約2週間		イタリア語研修	2単位	受注型企画旅行
タイ国際ワークキャンプ(全学生対象)			宗教委員会	11日間	パヤップ大学学生と共同作業	なし	受注型企画旅行 ^{※1}	

※1 ただし旅行会社の責任範囲は、往復旅程と旅行中宿泊1泊の限定的なもの。

◆表2 海外プログラム実施における大学のリスク

大学のリスク	リスクの内容	想定されるリスク	恵泉における対応
法律上のリスク	安全配慮(注意)義務		制度的な対応
被災型リスク	重大事故に遭遇	派遣地域に係る、事故、事件、衛生、健康等交通事故(航空機、自動車、自転車、バス)事件(殺傷、傷害、強盗、盗難、行方不明)疾病、ケガ(食中毒、入院、手術)	リスクを最小化するための対応
情勢変化型リスク	テロ、暴動、感染症など	直接被災はしていないが、派遣地域又はその周辺でテロ、暴動、デモ、感染症などが発生。	制度的対応(判断基準と決定機関)と臨機応変な対応

出所) 山下寿人「海外体験学習プログラムの危機管理」2006年7月1日桃山学院大学における『大学教育における海外体験学習研究会』における発表資料をもとに、斉藤が太枠内の表を作成、細枠内を新たに加筆。

ちリスク3分類の「法律上のリスク」対策は、「1. 本学の海外プログラムへの制度的対応」とし、続いて「2.被災型リスクへの対応」、「3.情勢変化型リスクへの対応」としている。

1. 本学の海外プログラムへの制度的対応(法律上のリスクへの対応)

(1) 海外プログラムを管轄する学内組織

本学の海外プログラムは、表1にあるように、FSは体験学習CSL・FS*1委員会(事務は教務課、調整は体験学習CSL・FS室)が管轄し、国際交流プログラムや語学研修および留学は国際交流委員会(事務は国際課)、人文学部英語コミュニケーション学科の海外短期研修は同学科会(事務は国際課)が、そして単位化されない海外プログラムであるタイ国際ワークキャンプは宗教委員会(事務はキリスト教センター)が管轄している。

保険やJCSOSの海外緊急事故支援システムへの加入に関わる作業や、JCSOSなどからの国際情勢やリスク情報は学事センター*2内の国際課に集約され、それぞれ管轄部署の担当者と共有される。

(2) 旅行形態について

本学の海外プログラムの旅行形態は、表1に見るように、FSは、ニュージーランド短期FS*3以外のFSとタイ国際ワークキャンプは主に手配旅行として実施してきた。一方、国際交流プログラムは一部を除いてほとんどが受注型企画旅行の形態で実施している。

手配旅行の場合、前述したように旅行会社の役割は航空券と現地でのホテル、または場合によって車の手配等に限定され、手配が完了した時点で旅行会社の責任は終了する。そのため、万が一事故や災害に遭うなどの不測の事態が発生した場合は、大学は独自に対応せざるを得ない。一般的に

は、不測の事態を想定し、旅行会社が旅程管理や旅行者の安全に対して一定の責任を負う受注型や募集型の企画旅行が推奨される。それにもかかわらず、本学が多くのFSプログラムにおいて受注型企画旅行ではなく手配旅行を継続しているのは、主に以下の理由である。

- ①担当教員の専門分野もしくはフィールドとする地域、または既に担当教員との間に築かれた人間関係を基に企画されるため、旅行会社を旅程管理に介入させづらいため。
- ②不測の情勢変化に臨機応変に対応するために、旅程の変更が起こりやすい(受注型企画旅行は旅程変更に対して変更保証金を支払わなくてはならない)。そのため受注型企画旅行は手配旅行よりも料金設定が高めとなる。担当教員は料金が高くなるのに旅行会社を介入させるメリットはそれほどないと判断する傾向のため。
- ③不測の事態が発生した際は、旅行会社が介入している受注型企画旅行であれ、手配旅行であれ、「通常的安全配慮義務の行使の有無」という大学の責任は問われる。そのため、責任主体は大学にあることを明確にしてリスクを最小化するため制度的に対応することを優先し、旅行形態にこだわらなかったため。
- ④特色ある旅行企画のオーダーメイドの受注を受け、企画旅行のパートナーを組める旅行会社が見つからないため。

しかし、手配旅行という形態によるプログラム実施は、大学および担当教員に過度の負担やプレ

ッシャーを与えているとの意見もある。そのため、今後、特色あるプログラムを維持しながら企画旅行としてFS実施を実現する旅行会社とのパートナーシップ構築も課題のひとつである。

(3) 保険および危機管理サポートについて

本学が主催する海外プログラムに参加する学生および引率教職員は、団体包括保険（海外旅行傷害保険）およびJCSOSの海外緊急事故支援システム*4ならびに旅行事故対策費用保険に加入している。これらの費用は大学が負担する。表3は、2007年度夏に実施されたバングラデシュFSの団体包括保険料の事例である。

◆表3 大学主催の海外プログラム参加学生の団体包括保険内容（AIU保険）

保障内容	補償額 (一人当たり)	2007年度実施のバングラデシュFSの保険料(10日間)
死亡障害	2000万円	1,020円
傷害治療	300万円	570円
疾病死亡	1000万円	470円
疾病治療	300万円	1,510円
賠償責任	3000万円	30円
救援費用	300万円	370円
		合計 3,970円(学生一人当たり)

注) 2007年度バングラデシュFSは2007年7月24日から8月2日までの10日間実施された。参加学生11名、引率教員1名、アシスタント1名、他に経由地タイから4名が同行した。保険料は3,970×11名=43,670円、教職員分保険料6,790円×2名=13,580円で、保険料合計57,250円を大学が負担した。タイからの同行者はタイにて保険料を支払った。

大学が加入する団体包括保険では携行品の補償はない。また、事故や疾病時の補償額も多くないため、学生には任意で別途の海外旅行傷害保険に加入するよう促している。学生には任意の海外旅行保険の加入状況、保険会社および加入期間（とくに長期の場合）を申告させている。

また、クレジットカードに付帯する海外旅行傷害保険は、補償額が低いことが多いために、任意の海外旅行傷害保険とは見なしていない。

大学が加入した保険金は、プログラム実施中の事故や疾病の際に活用できるだけでない。万が一、事故や疾病によって死亡および傷害が発生した際は、団体包括保険の補償金の支払いは一旦大学が受け取り、保証人に見舞金として渡すことにしている。保険金受取の際に誤解を生じないように長期FS参加学生の保証人には同意書を提出していただいている。(資料1)

◆資料1 同意書

2007年7月30日

フィールドスタディ参加者および保証人各位

恵泉女学園大学
体験学習CSL・FS委員会
委員長 上村 英明

海外旅行傷害保険受取人に関する同意書提出についてのお願い

長期フィールドスタディ出発日が迫りました。いかにお過ごしでしょうか。さて、長期フィールドスタディ実施にあたり、本学ではフィールドスタディ期間の団体行動中での不測の事態に備えて海外団体傷害保険に恵泉女学園大学が契約保業者として加入しております（補償額は下記を参照ください）。

本学としては、学生たちの安全と健康に万全の注意を払っており、これまでのところ重大事故や病気の発生はありません。とはいえ、万が一の事態を想定しておかなければなりません。

なお、この際の保険金（死亡）の受取人は保険契約者の恵泉女学園大学であることにご同意いただきたく、連絡申し上げます。

なお、同意書は同封の封筒にて8月20日（月）までにご返送くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

＜大学が加入している海外旅行傷害保険
(団体保険)補償内容＞

死亡・後遺障害	2千万円
療養治療費用	3百万円
疾病治療費用	3百万円
疾病死亡	1千万円
賠償責任	3千万円
救援者費用	3百万円

以上

(4) 海外緊急事故対策シミュレーション

現実には起こりうる国内外での事件や事故などの重大事故発生時に大学としてどのように対応するべきか。その課題に取り組むため、本学は加入している海外留学生安全対策協議会（JCSOS）の安全対策支援事業「海外緊急事故対策シミュレーション」プランを活用し、JCSOSから3名の講師を迎えて2007年7月23日にシミュレーション半日コースを実施した。

「海外緊急事故対策シミュレーション」（半日コース）の当日の流れは、まず危機管理や事故対策に関するJCSOS講師からの講義（約45分）とシミュレーションの概要説明（約15分）が行われた。その後、以下の事態を想定した事故対応と対マスコミへの記者会見のシミュレーションを実施した（2時間45分）。学内参加者は事前に設定された事故対策本部（本部長・副本部長、ご家族担当、現地担当、マスコミ担当、情報収集・関係官庁担当、手配・渉外担当、総務・経理担当）の他、学生の家族およびマスコミの役を設定し、それぞれの役割を果たしながらシミュレーションを進めた。

マスコミ向け記者会見シミュレーションを終了した後、JCSOSの講師より講評を受けた。さらに対策本部および対応全般に関する講評と課題等については、後日JCSOSから書面にて送られてきた。

なお、学内においても同シミュレーション終了後に参加者が記載したアンケートを回収して内容を検討し、JCSOSからの講評を受け取った後、重大事故発生時の対応についての課題について話し合われた。

また、人文学部英語コミュニケーション学科が実施している海外プログラムの担当委員会(学科会)では、現行の危機管理マニュアルの見直しや、研修先との危機管理についての話し合い等のため、アメリカに出張し、さらに安全なプログラム運営のための具体的な今後の体制作りなどが始まっている。

(5) 海外渡航予定の学生対象に年2回の「海外渡航時の危機管理」講演を開催

本学では、夏季休暇前(7月)と春季休暇前(1月)の毎年2回、木曜日昼休み時間の多目的アワー*6に、危機管理会社の専門家を講師として招へいし「海外渡航時の危機管理」講演を催している(学生課主催)。対象となる学生は、海外渡航を予定している学生全般であるが、FSや国際交流プログラム、タイ国際ワークキャンプに参加予定の学生は、必ず受講しなければならない。

「海外渡航時の危機管理」の講師は、可能な限りこれまでの海外プログラム実施中に発生したトラブル情報など事前に収集し、トラブル事例を分析し、最新の国際情勢を交えながら当日参加学生たちに講演を通して注意を喚起している。

2007年度7月に行われた「海外渡航時の危機管理」講演は、「自分の安全は自分で守る」との自己管理を促すため、①安全・健康管理、②海外滞在時にテロや暴動などが発生した場合の注意事項を中心に講演が行われた。とくに安全管理の項目では、滞在国の飲酒や麻薬について定めた法律の違いから日本人旅行者に発生しがちなトラブルや旅行者を狙った犯罪傾向を講師が話し、学生たちに注意を喚起した。健康管理においては、食事(生もの、生水)や感染症(鳥インフルエンザやデング熱、狂犬病など)のほか、紫外線対策やメンタルケアの注意事項もあった。テロや暴動に対する注意事項では、最近のテロの傾向のほか、事件になるべく巻き込まれないための情報収集や人ごみを避けるなどの予防策と、万が一テロや事件に巻き込まれた時に日本の家族や大学に安否と滞在先を連絡する、などのアドバイスもあった。

- *1 CSLはコミュニティサービスラーニング(Community Service Learning)、FSはフィールドスタディ(Field Study)の略である。CSLとFSという体験学習関連プログラムを体験学習CSL・FS委員会が管轄している。
- *2 学事センターは、教務課(FS・CSL担当含む)、国際課、学生課(健康管理室含む)を統括している。
- *3 2004年度から2006年度まで3年間実施したニュージーランドFSプログラムは受注型企画旅行の形態だった。同FSの担当教員が現地旅行会社(ランドオペレーター)と日本側の旅行会社の両者に旅程について相談できる人間関係を構築していたため、受注型企画旅行を実現できた。
- *4 「海外留学・研修中の学生等が事件・事故に巻き込まれるなどの緊急事態が発生した場合、海外留学生安全対策協議会(JCSOS)の「海外緊急事故支援システム」が発動される。実際の事故対策等の支援は、日本旅行業協会公認のリスクマネジメント会社「日本アイラック(株)」が事故対策等を担当します。また、海外における事故処理に秀でた保険会社の協力により、海外緊急事故発生時の迅速かつ的確な事故対応サポート、経費負担面でのバックアップ等の支援を行います」(海外留学生安全対策協議会 海外緊急事故支援システム、海外緊急事故支援システムの概要よりhttp://www.jcsos.org/support_b.html)
- *5 恵泉女学園大学では、保証人とは主に学生の親を指している。
- *6 多目的アワー：毎週木曜日の昼休み(12:10~13:40)の間に講演など多目的のイベントが開催されている。

2007年7月に実施した海外緊急事故対策シミュレーションの概要

●想定された海外研修

研修実施校 アメリカにある短期研修実施校
 研修期間 2月6日から3月11日(34日間)
 参加者 学生35名、随任教員3名、ほかに現地コーディネーター1名

●想定された海外緊急事故概要

現地時間2月25日(日)(日本との時差17時間)に研修実施校近辺の湖畔地区で実施された1泊2日の研修旅行を終え、帰路移動中に貸し切りバスが事故に遭い引率の教員を含む多数の負傷者が発生した。

▶重大事故シミュレーション時に設置された対策本部



◀重大事故で死傷者を出したとの想定で開いた模擬記者会見の様子

2. FSにおける危機管理（被災型リスクへの対応）

本学の短期、長期FSプログラムの立案、実施、評価は本学の体験学習CSL・FS委員会が統括して対応している。これらの対応は、明確に危機管理対策として認識されているものではない。しかし、危機管理の視点から見ると、本学の同委員会の役割は前述のリスク3分類の被災型リスクに対応している。

本項では、FS実施前・実施中・実施後において、FS担当教員および参加学生、そして体験学習CSL・FS委員会を中心とした大学組織が担っている危機管理対応を事例として提示する（表4参照）。

（1）短期および長期FSプログラム実施前の対応

①学生に対して〈短期FS・長期FS共通〉

FSに参加する学生に対して、必要書類の提出、大学が主催する「海外渡航時の危機管理」講義および参加学生のための説明会への参加、そして海外渡航前および渡航時の健康管理を促す案内等を通して医薬品の準備を含めた自己管理を求めている。

大学（体験学習CSL・FS室）宛に学生に提出を求めている書類は以下である。

- 1) 参加確認書（資料2参照）
- 2) FS実施中の緊急連絡先：FS実施中の緊急連絡先を明記するもの。（資料3参照）
- 3) 確約書

- 4) 健康状態申告書
- 5) パスポートコピー

※そのほか、学生の任意保険加入情報（保険会社および保険加入期間）

2) の「FS実施中の緊急連絡先」（資料3）は、

◆資料2 参加確認書

2006年度 恵泉女学園大学 フィールドスタディ(プログラム) 参加確認書			
2006年 月 日			
恵泉女学園大学 学長 木村 利人 殿			
私はフィールドスタディ()の実施要項を理解の上、参加の確認を致します。			
学籍番号		写真	
氏名	氏名	氏名	氏名
保証人氏名	保証人氏名	保証人氏名	保証人氏名
ふりがな	生年月日	年齢	身長
氏名	19 年 月 日	歳	cm
ふりがな	〒	Tel ()	
現住所		Fax ()	
		携帯用 ()	
メールアドレス	メールアドレス		
レス	携帯電話メールアドレス	@	
ふりがな	〒	国籍	
帰省先住所	〒		
旅行の詳細	旅行番号	発行年月日	発行地(都道府県名)
		年 月 日	
※国内緊急連絡先	ふりがな	続柄	
	氏名		
	ふりがな	〒	
	住所	()	
血液型 (RHは必ず入力) (COE)	RH+	備考 ※アレルギーなど持病がある場合、明記してください。	
	RH-		
	RH+		
	RH-		
	型		

◆表4 FSにおける被災型リスクに対応する危機管理（主に短期FS）

FS実施前	学生の役割	FS担当教員の役割	大学の役割
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類の提出 ・安全・健康管理 ・説明会、危機管理講義等に出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・FSプログラム行程の下見の実施 ・FS内容と旅程計画（同行アシスタント、現地アシスタント配置含む）の策定 ・旅行会社の選定 ・旅行手配（航空券、ビザ等） ・参加学生のチーム作り ・参加学生と個人面談の実施（適宜） 	<ul style="list-style-type: none"> ・FSプログラムの承認・支援（委） ・短期FSマニュアル&ガイドライン作成（委） ・FS同行アシスタント検討（委） ・FS毎に連絡網・携帯用資料作成（室） ・参加学生への説明会実施（室） ・保険等手続（教、国） ・参加学生の安全・健康管理支援（学） ・短期FS救急用キット用意（学）
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・健康管理 ・当地国の法令遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・引率（短期FS）、現地駐在（長期FS） ・適宜、大学に連絡 ・短期FS救急用キット持参 ・病気・怪我への対応 ・カウンセリング・精神的安定への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時応援要員を配置（委） ・緊急時連絡（教） ・緊急時対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理 ・成果の発表 ・ふりかえり 	<ul style="list-style-type: none"> ・レビュー（2006年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の反省をもとに次年度の検討（委）

注) ()内はそれぞれの下記の委員会や部署の省略。(委)体験学習CSL・FS委員会、(室)体験学習CSL・FS室、(教)教務課、(国)国際課、(学)学生課(健康管理室を含む)

情報を収集し、その分析を行う。外務省が発表している現地の情勢報告と大学の方針を事前に学生と保証人（主に学生の親）に通知し、FSプログラムへの理解と協力を促すことも大事な危機管理の一端としてとらえている。さらにFS実施中に突発的な事件や災害が発生した場合にも、速やかに参加学生の安否を担当者に確認すると同時に関係機関から情報を収集し、それらの情報を分析検討した後、大学の対応を決定する。そして学生の安否とともに学生や学生保証人（主に学生の親）向けに大学の方針や経過を説明している（資料6）。

③FS担当教員と体験学習CSL・FS委員会の役割 〈短期FS〉

主に短期FSの担当教員にとって、独自のFSプログラムを開発し、学生たちの教育的効果をあげるべく半期の事前学習「社会調査方法論Ⅰ」を展開し、かつ海外旅行に関する手配や旅程管理までを担うFSの実施は実は大きな負担である。また、年間複数のプログラムが企画運営される短期FSプログラムの経験の蓄積は担当教員個別のものとはなっても組織的なもの、担当教員が共有できるものになりえていなかった。

そのため2006年度に体験学習CSL・FS委員会が同年実施したFS担当教員から聞き取りという形でプログラムのレビューを行い、それらをもとに主に短期FSプログラム実施に関して標準化と効率化を目指し「短期FSガイドライン&マニュアル」（以下、FSマニュアル）が策定された。FS担当教員が留意すべき（危機管理対応としてとらえられる）点はマニュアルに以下のように明記された。

- ・FS実施前のFS予定地の下見実施（実施前年度に行う）
- ・旅行会社の選定と旅行手配（航空券やビザ等）
- ・同行者や現地アシスタント*1配置の判断
- ・緊急時の対応文書作成や「FSのしおり」作成
- ・「社会調査方法論Ⅰ」での学生間のチームワーク作り

FS担当教員は、基本的にFSマニュアルを参考にFS準備を進める。

さらに、「社会調査方法論Ⅰ」では訪問国や地域社会の事情とともにFS参加者を受け入れる現地側の視点への姿勢を学ぶことが期待されている。受け入れ側の視点への配慮は、教育効果の向上追求だ

◆資料6 保証人への通知

2006年1月 日

恵泉女学園大学
体験学習FS委員会
委員長 上村英明

フィールドスタディ（フランス）参加学生の保証人の皆様

拝啓

厳寒の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、2005年11月17日付文書にてお知らせしましたように、フィールドスタディ（フランス）（以下FS.）につきましては、昨年10月末から11月中旬にかけて頻発した暴動事件に関連して、実施を慎重に検討してまいりました。

その後、事態は沈静化に向かい、11月8日から適用されていた非常事態宣言は、2006年1月3日に解除されました。現地の状況を滞在者や旅行社に確認し、安全情報を検討した結果、FSは予定通り実施することに決定いたしました。今後とも、現地との連絡を密にし、安全確保に努めてまいります。

以上、ご理解・ご配慮のほどよろしくお願いたします。

敬具

照会先
恵泉女学園大学 体験学習・FS室
042-376-8211 （内線 297）

けでなく、危機管理の視点からみても大事なポイントであろう。

〈長期FS〉

短期FSプログラムと違って、長期FSプログラムは体験学習CSL・FS委員会に現地駐在の特別教育補助教員（長期FSプログラムのためにタイ現地に配置されている）と体験学習CSL・FS室主任が加わって全体の企画や学生の選考、出発前の講義、保証人説明会などを実施し、評価を含めて全般を統括している。

長期FSは滞在期間が数か月にわたるプログラムのため、慎重な危機管理対応が求められる。

○体験学習CSL・FS委員中心の複数教員による参加学生のサポート

出発前に体験学習CSL・FS委員や担当教員が「社会調査方法論Ⅱ」やゼミを通して学生の適性を把握し、学びをサポートする。面談によって心身の健康状態を事前に確認し、必要なサポートの方法をプログラム実施前から考える。

○保証人説明会の実施

長期FS参加学生の保証人に対して、実施年度の5月に本学で行われるスプリングフェスタ（春の

大学祭)の際に保証人説明会を実施する。説明会では、体験学習CSL・FS委員および担当者がプログラムの内容とともにプログラム実施中の安全管理や情勢変化による危機管理について保証人に説明する。

また、スプリングフェスタでは、前年度の長期FS参加学生全員による体験学習報告会や展示なども別室で終日行われているため、長期FSプログラムに対する多角的な理解と協力を保証人に提供する機会となっている。

○現地駐在特別教育補助教員による調整

長期FSプログラムが実施される前に、現地駐在特別教育補助教員は、在チェンマイ日本領事館やタイ警察、また学生が体験学習でお世話になる可能性がある機関や団体に対して、長期FSプログラムの説明、協力依頼などの連絡調整を行っている。

④体験学習CSL・FS室および学内各部署の役割

FS実施前に以下の危機管理対応を行う。

- ・FSプログラムごとに教職員携帯用資料を作成する(体験学習CSL・FS室)[掲載内容:緊急時連絡網、実施要綱、学生の参加確認書、緊急連絡先、確約書、参加者のパスポートコピー]。個人情報保護のため、資料に番号をふって配布し、FS終了後の回収に留意する。回収後はシュレッダーで処分する。
- ・国際携帯電話のレンタル手配(教務課)
- ・携帯用救急品の用意[短期間FSのみ](学生課健康管理室)

(2) FS実施中の対応

①学生および引率教職員

FS実施中、参加学生と引率教職員は、単独行動はしない、夜間外出は慎む、携行品は常に身につけて携行し、貴重品は原則としてセーフティボックスなどに預け持ち歩かない、など安全管理や健康管理に配慮している。

短期FSの引率教職員は、出発時および帰国時、ほかにFS実施中適宜大学に連絡すること、現地で

怪我や病気、そのほかの盗難や破損などのトラブルにも対応することが求められている。

長期FSプログラムではその前半(9~10月)、アシスタントは学生と同じ宿泊施設に滞在して、学生らの生活支援にほぼ24時間対応する。本学は2005年度からアシスタントを配置してきたが、これまでの3人のアシスタントは長期FSプログラムを経験した卒業生だったため、学生たちの異文化への導入をスムーズにサポートできた。

②大学の対応

短期FS実施中には、不測の事態遭遇時の応援人員(教員)を配置する、関係者間で情報を共有する、緊急の情報を連絡網で流して共有する、などである。

長期FSでは、プログラム開始と同時に、現地駐在特別教育補助教員は在チェンマイ総領事館に長期FS参加学生の在留届を提出するとともに、滞在期間中に問題が発生した際の連絡や対応を依頼している。また、定期的にはないが、学長や人間社会学部長らが長期FSの視察に訪れた際も、在チェンマイ総領事館を訪問して、本学の長期FSプログラムの説明と緊急時対応の協力を依頼した。

チェンマイでは日本からの多数の大学がスタディプログラムを実施しているが、本学のように大学の責任者が危機管理対応として現地の総領事館まで出向くことは少ないと思われる。

そのほか、長期FSプログラム実施中は、現地駐在特別教育補助教員だけでなく大学教職員が定期的に現地を訪問し、アップデートな現地の情報収集、学生のケア(教育的配慮、健康への配慮を含む)と状態の把握、関係機関との連絡調整を通して、危機管理の対応をしている。

このような常時の危機管理対応は、かつてメンタルケアが特に必要な学生が出た際、現地駐在特別教育補助教員のほか、現地訪問中の教員や病院関係者、当該学生の家族間の緊密な連絡がとれ、体験学習CSL・FS委員会の判断の上、教員が付き添い、この学生の安全な帰国を可能とした。

*1 短期FSマニュアルでは、アシスタント配置判断の事由は、①人数が多い(10名以上)、②参加人員構成による、③現地事情、④その他の特別な事情、による。アシスタントには出発から解散まで同行する同行アシスタント、現地でもオプション的に協力を請う現地アシスタントの2種類があり、業務内容に応じて契約や保険、謝礼などの内規を定めている。FS担当教員のアシスタントの希望は、体験学習CSL・FS委員会で検討される。承認されると同行アシスタントは恵泉女学園と契約を交わした後、業務を遂行する。

3. 情勢変化型リスクへの対応

(1) 情報分析とFS実施可否の基準

これまで企画してきたFSプログラムでは、FSによる訪問地や訪問国、また経由国のテロや暴動、クーデターなど政情や治安の悪化、自然災害、感染症など情勢によって、体験学習CSL・FS委員会がFS実施の可否を検討する事態が何回か発生した。情勢が変化するこれらの事態の場合、同委員会はさまざまな筋からできる限りの情報を収集し、情報を分析して対応する。

外務省の国別の危険情報は有益な情報源であり、渡航中止か実施か、滞在延長か途中帰国かなどの判断基準の根拠とすることも多い(表5参照)。しかし同情報だけでなく最新の状況を把握できる情報筋を複数確保し、それらの情報を分析してFS実施の可否を判断している。

これまで、2001年ネパール短期FS(国内治安悪化)、2002年チュニジア短期FS(イラク戦争による経由地の情勢悪化)、2003年タイ短期FS(鳥インフルエンザ発生)の中止を決定した。そのほかの情勢の変化への対応は表6の通りである。

(2) 感染症対策

本学では、FS実施前に健康管理室(学生課管轄)作成の「海外渡航時の健康管理」冊子を配布し、渡航前と渡航中の健康管理に対する注意を促すほか、予防接種の内容と接種スケジュール等の案内を、履修開始時に開催される説明会で説明している。また、本学が2007年3月9日に主催した「体験学習実施のための危機管理セミナー」では、海外渡航時の感染症のリスクに関して専門的立場の本田徹医師よりコメントをいただく*1など教職員の研鑽を重ねている。さらに、帰国時に体調を崩した際の注意(大学への連絡、熱帯地域での感染が疑われる場合の専門病院の案内)を必要に応じて配布している。

しかし昨今、途上国で活動するNGOのスタディツアー参加者や現地駐在員が感染症に罹患する事例が公開される*2ようになった。今後は、感染症に対する基本的な知識と情報、たとえば感染症に対応できる医療機関の把握など、実践的な感染症対策が必要であろう。

本学では、2007年度夏季休暇中に行われたバン

◆表5 長期FS実施前、実施中における安全対策

安全対策の4つのカテゴリー		FS委員会の対応	現地での対応	保証人への連絡
十分注意してください。	第1段階	実施の可否を判断	・現地担当教員(恵泉、チェンマイ大学)による定期見回り ・学生から現地担当教員へ定期連絡 ・学生が移動の際には現地担当教員に連絡	定期連絡 (1ヶ月に1、2度)
渡航の是非を検討してください。	第2段階	実施の可否、もしくはチェンマイに避難を慎重に判断	・体験学習先の責任者と連絡、学生の安全確認、避難先を把握する ・チェンマイでの待機の可能性あり	FS委員会の決定と、現地の状況を連絡する
渡航の延期をおすすめします。	第3段階	中止、退避の検討	・安全で確実な帰国の促進	個別連絡
退避を勧告します。 渡航は延期してください。	第4段階	中止もしくは退避	・安全で確実な帰国の促進	個別連絡

◆表6 近年の暴動や自然災害など情勢変化への本学の対応

発生年(月)	発生事案内容	FSの対応	保証人への対応
2007年1月	タイ国バンコク、チェンマイで爆弾テロ	2006年度長期FS実施中(FS継続)	安否確認、情報収集、保証人への連絡(電話・ファックス)
2006年9月	タイでクーデター	2006年度長期FS実施中(FS継続)	安否確認、注意喚起 保証人への連絡(電話・ファックス)
2006年5月	ジャワ島中部地震	2006年度インドネシアFS実施前(FS実施)	情報収集、学生・保証人への経過説明(書面)
2005年11月 2006年1月	フランス、パリ郊外等での暴動	2005年度フランスFS実施前(FS実施)	情報収集、学生・保証人への経過説明(書面)
2005年7月	バングラデシュの洪水	2005年度バングラデシュFS実施中(FS継続)	安否確認、保証人への連絡(電話・ファックス)
2004年12月	スマトラ島沖での津波	2004年度タイ長期FS実施中(FSは実施)	安否確認、情報収集、保証人への連絡(電話・ファックス)

グラデシュFSプログラムにおいて、終了間際から参加者の半数以上が下痢や発熱の症状を訴えた。健康連絡係を中心に帰国後1週間は毎日、その後定期的に帰国3週間後まで参加者の健康状態を確認した結果、体調を崩した全員が健康を回復したので、重大な感染症を疑わずにすんだ。潜伏期間を

経て帰国後に発症する可能性がある感染症に対して、医療機関の選定や保険会社との契約内容の確認と交渉などが求められるので、対策を講じるに越したことはない。アジア地域でFSを実施する機会が多い本学にとっても感染症対策は今後さらに検討するべき課題のひとつである。

* 1 本田徹氏のコメント要旨は、本事例集P17からP20に掲載されている。

* 2 「第2部 事例研究 NGO他機関・団体での感染症事例の紹介と問題提起」『危機管理セミナー：感染症対策』第7回NGOスタディツアー全国研究集会報告書 スタディツアー研究会（STAR研） 2006年7月発行

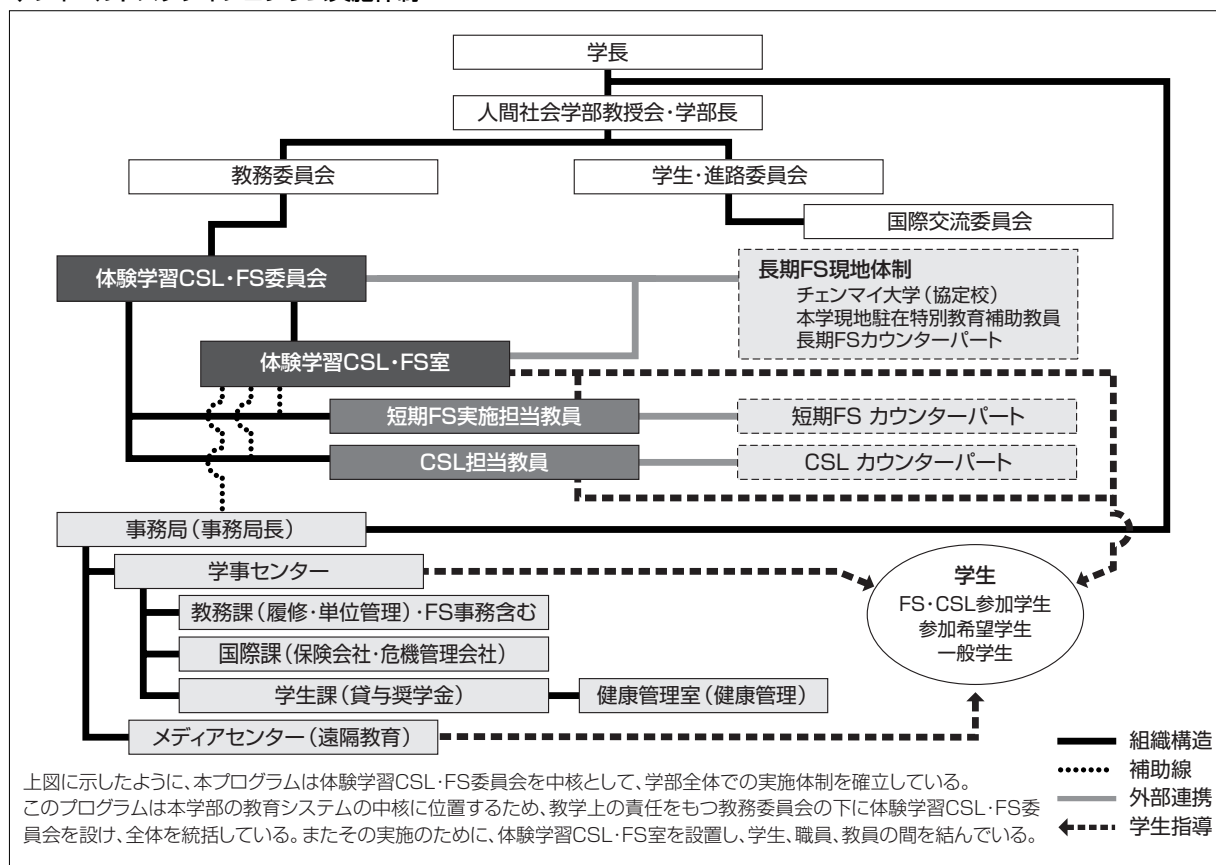
FSプログラムの学内の位置づけ

本学のFSプログラムは、国内で実施されるコミュニティサービスラーニングとともに体験学習として位置づけられている。FSは、長期と短期のプログラムがあり、長期はタイ国チェンマイ大学での学習とNGOや住民組織などの期間での体験学習を1セメスター（約5カ月）実施する。また短期FSは、担当教員が専門とするアジアや欧米諸国、また国内のフィールドにおいて夏季休暇中もしくは春季休暇中に1～2週間実施するプログラムである。

FSプログラムは以下の特徴がある。

- ①教育課程に組み込まれ、事前学習（2単位）、現地での体験学習（短期2単位、長期16単位）、事後学習（2単位）が単位化されている。
- ②FS担当教員は自身が専門とするフィールドに学生を引率するための企画および調整を行うが、教員の個人的な取り組みではなく、また旅行代理店や現地の機関や団体に一括委託せず、また大学側が企画およびマネジメントを行っている。
- ③語学習得を目的とせず、フィールドでの体験を通じた学びに主眼を置いている。

◆フィールドスタディプログラム実施体制



◆長期フィールドスタディ体験テーマ等

体験テーマ	機関種別	派遣先
タイや北部タイの文化、伝統文化	行政機関	チェンマイ市ランナー文化センター、メーワン川「村人カレッジ」
山岳民族の文化、伝統、宗教	住民組織	フイトン村、トゥルアン村、他
フェアトレード	NGO	ランナー・カフェ、インブンセンター、他
有機農業	NGO・住民組織	ISAC、ドンチアン村、他
持続可能な開発や観光、自然資源管理、コミュニティフォレスト	住民組織	メーホンソン県フェヒー村、バーサクガーム村、他
地域開発・開発僧	NGO	The Foundation of Education and Development for Rural Area、他
教育・障害者	行政機関	アヌサーンストーン聴覚教育学校、クンユーム州ノンフォーマル教育センター
公衆衛生・薬物依存治療・リプロダクティブヘルス	行政機関	メイカオトン保健所、チェンマイ薬物依存治療センター、他
ハンセン病	住民組織	トリサパワカン村、マッケーンリハビリテーションセンター
HIV エイズとその取組み	住民組織	バーンウェン村、パンラオ村、他
ストリートチルドレン	NGO	チェンマイドロップインセンター、他
児童労働、人身売買、児童福祉	NGO	Harbor House Foundation、Viengping House for Children、他

◆長期フィールドスタディの流れ

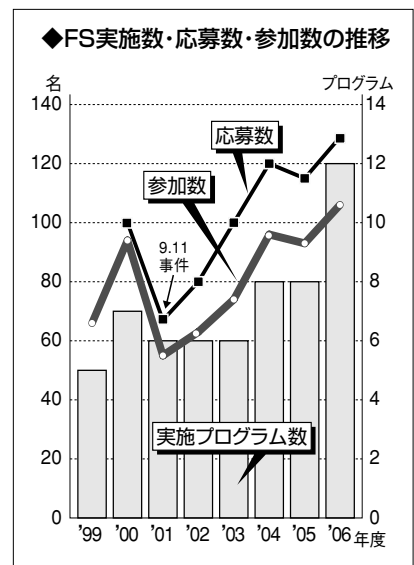
月	内容	単位
7月 後半	←「タイ語Ⅲ」(夏期集中)	「タイ語Ⅲ」2単位
8月 後半	恵泉 ← 出発直前講義(3日間) タイ・チェンマイへ出発	
9月	チェンマイ大学 } チェンマイでプログラム開始合宿 プログラム開始 オリエンテーション	「FSⅡ(タイ語)」4単位
10月 後半	タイ語(午前中)、講義(午後)	農村フィールドトリップ(3泊4日) 山岳民族の村フィールドトリップ 「FSⅢ(地域実地講義)」4単位
11月	体験学習 } 3期に分けて個々の体験学習 各期が終わる毎にチェンマイ大学で中間発表会	「FSⅣ(課題研究1)」4単位
12月		
翌年1月	チェンマイ大学 ← 学生によるプログラム評価会 ← 最終レポート提出	「FSⅤ(課題研究2)」4単位
4月～7月	恵泉 ← 振り返り 報告書作成	「FSⅥ(ステップアップ)」2単位

◆短期フィールドスタディ実施国・地域と体験学習テーマ

国(地域)名	体験学習テーマ(実施年度)
アメリカ合衆国	人々の多様な生活とその国際社会との結びつきを考える(2006)
インド	デリー・アグラ 歴史と文化の探訪(2000) 北インド・ガンジス平原に行く 歴史と文化の探訪(2001)
インドネシア	天然資源の持続的利用と日本の消費者の取るべき姿勢(2000) 援助の現場を見る——バリでマングローブを植えよう!(2002) ODAを通じた開発を学ぶ(2006)
オーストラリア	Australians, Their Land and Their Identity(2006)
韓国	韓国の現代史と文化(2000)
タイ	北部タイの山岳民族の村を訪ねる(2000～2001/2004) 多様な文化と開発(2005) 開発と人権、多文化共生を考える(2006)
チュニジア	イスラム・都市・女性——チュニジアの事例(2001～2002)
ドイツ	あなたの隣人は誰か?(1999～2006)
ドイツ・オランダ	ヨーロッパの宗教と音楽(2006)
ニュージーランド	農林業の国、ニュージーランドで自然と人の関係を考えよう(2005～2006)
バングラデシュ	第三世界の現実に触れ何が出来るかを考える(2000～2003) 貧困、開発、NGOを考える(2004～2005) 貧困と豊かさ、開発とNGOに触れる旅(2006)
フィリピン	フィリピン:単一にして多様な空間(2001～2002) バナナと砂糖の島、ネグロス島に行ってみよう(2003)
フランス	パリ2000年の歴史を歩く(2003) イメージの都市パリ(2005～2006)
沖縄	戦争と基地、そして開発と固有な文化を考える(2004) 戦争と基地、そして開発と環境と固有な文化を考える(2005) 沖縄八重山:シマの環境と開発(2006)
三陸(岩手・宮城)	三陸リアスと森と里:いのちを育み合うくらしを体験的に学ぶ(2003～2004)
水俣・長崎・諫早	20世紀工業文明と自然と人間(2002)



▲バングラデシュ短期FSで。





他大学・他機関の危機管理



国際基督教大学 (ICU) の 国際サービス・ラーニングの危機管理事例

村上 むつ子 国際基督教大学 サービス・ラーニング・センター

はじめに

国際基督教大学 (ICU) では学生が「サービス・ラーニング (SL)」を正規履修科目として履修できる。「サービス・ラーニング」は学生が非営利機関で30日以上、無償で社会奉仕活動を体験し、学校で知識として学んだことを体験に活かし、また体験から生きた知識を学ぶ教育手法であるが、ICUでは年間40~50人が履修する。そのうち80%ほどが、夏休みの時期に「国際サービス・ラーニング」として海外におけるサービス活動を行う。

学生を海外で受入れるサービス機関はICUとSL分野で提携関係にある海外のパートナー大学を通して決める場合が多く、その他は学生一人一人が自分の関心に沿って選んだ非営利機関となる。例えば、2007年度夏期には29名の学生が海外でサービス活動を行ったが、その内24名は提携大学を通しての活動となり、その他が5名である。サービス・ラーニングのためにサービス活動を行う学生は海外の現場でも、基本的には、一人一人が個別にサービス活動に従事し、彼らに対する指導教官による引率や付き添い、また現場での指導は行わない。このような活動をする学生の危機管理について、本学は以下に述べるような多角的な方策により危機の回避をはかり、また、万一起こってしまった危機には最善の対応ができるように努めている。

大学としての危機管理対応策

国際基督教大学は学生の海外での緊急事態の対応について、大学として「学生海外教育活動安全対策規程」(現行の規程は2007年4月1日より施行)及び「学生海外緊急事態対策マニュアル」を

定めており、海外サービス活動もその対象となっている。この規程は海外での学生教育活動を安全に遂行する為の対策(プログラム立案、安全指導の実施、計画書の提出、健康の確認、派遣地域の安全確認)、および事故など緊急事態の発生した場合の対策(第一次対応、対応体制、対策本部設置、各担当部署の業務分担など)について定めている。緊急事態に対応する学内の主管部署は「学生サービス部」である。

規程にある「計画書の提出」とは、海外サービス活動の計画書を事前にサービス・ラーニング・センターがとりまとめ、学生サービス部他関連部署に提出するものである。この計画書をもとに、大学が活動の実態を常時、把握することになる。その計画書には、氏名、ID、所属学科などの学生情報、活動日程、現地での連絡先、緊急時の国内連絡先、海外旅行保険代理店名及び連絡先、取扱い旅行会社名及び連絡先、現地プログラム担当者の氏名・連絡先が明記される。なお、規程では海外でサービス活動を行う学生に対し、大学が包括契約を結んでいる海外旅行損害保険に加入することを活動参加への条件としている。

また、緊急事態の初期対応を的確に行うためには、関係教員と学生サービス部は協力して初期対応窓口として対応し、状況に応じて適宜、アドバイザー、学生、その他教員の協力を得ることになっている。大学としての判断を要する事態に際しては、学生部長が事態に応じて速やかに判断をし、必要があると判じた場合は、学長が対策本部を設置して全学的に対応にあたる。

大学の一斉夏期休暇中には、サービス活動に限

◆ICU 国際SLプログラム 2007年夏期 海外SL活動実績 (合計29名)

1) 海外提携大学・機関を通しての活動 (24名)

- a. インド(レディドーク大学) 6名/7月23日~8月18日
サービス活動先: Reaching the Unreached, Love and Care, DHAN Foundation, Russ Foundation, and Shirusti.
- b. インドネシア(ペトラクリスチャン大学) 3名/7月6日~8月3日
サービス活動先(村落): Kanoran Village, Pagung Village
- c. フィリピン(シリマン大学) 2名/7月5日~8月4日
サービス活動先: Buglas Bamboo Institute, KAMASHIN (Association of Fisherfolks), Campaclan Community Open Placement
- d. タイ(パヤップ大学) 4名/6月28日~7月30日
サービス活動先: YMCA, Northern School of the Blind
- e. 台湾(東呉大学) 2名/7月30日~8月23日
- f. 韓国(ソウル女子大学) 2名/6月29日~7月26日
サービス活動先: Youth Center 他
- g. 中国(南京大学) 3名/8月4日~27日
サービス活動先: 泗洪市淮北中学 (Huabei Middle School)
- h. 中国(愛徳基金会/Amity Foundation) 2名/7月9日~28日
サービス活動先: 愛徳基金会, Home of Blessing, YMCA



SU-ICU
国際S-Lモデル・プログラム
(フィリピン・ネグロス島)
アジア地域の6つの大学から
学生が集合



インド南部のマドゥライ市
郊外の村を訪問
華やかなサリーと
素敵な笑顔

(国際基督教大学サービス・ラーニング・センター
<http://subsite.icu.ac.jp/slc/j/photo.html>)

2) 単独国際S-L (海外活動) 計5名 (以下、それぞれ1名)

- a. インド(サービス活動先: Global March Against Child Labour) 7月1日~8月31日
- b. アラブ首長国連邦(サービス活動: Sietar Middle East) 7月1日~8月31日
- c. 韓国(サービス活動先: 京花女子高校、NGO「野の花の咲く学校」) 6月25日~7月24日
- d. ベトナム(サービス活動先「子どもの家を支える会」) 7月5日~8月3日
- e. フィリピン(サービス活動先: NGO "GABRIELA") 7月11日~8月11日

らず、海外での教育活動中の学生の緊急事態の連絡を適切に受報し、迅速に対応するために、主管部署関係者の緊急時連絡網に沿って、全学的な連絡システムを確保している。サービス・ラーニングとして海外でサービス活動を行っている学生については、更に、サービス・ラーニングに関わる教員や事務担当者も独自の緊急連絡網を作成し、緊急時の連絡システムを確認している。

また、本学では海外派遣や研修時におこる危機に対応するためのノウハウを学内で共有するために、海外留学生安全対策協議会 (JCSOS) 主催の「危機管理セミナー」に職員を派遣し、危機管理専門家のアドバイスの意見や助言を入手している。

海外での学生活動において予測不可能な緊急重大事故が起きた場合、大学として迅速かつ適切な対応をするために、本学では海外留学生安全対策協議会の海外緊急事故支援システムに加入し、緊急対応の専門家からサポートを得られるように手配してある。例えば、医療事情、法規制、言語時

差など日本と異なる環境でおこる危機に対して、被災者救済、事故情報の収集、関係者の現地派遣、チャーター便の手配、関係官庁への通知などの支援を専門家より受け、大学としての行動を機敏にとり、危機を最小限に食い止めることを旨としている。

サービス・ラーニング・センター (SLC) の危機管理方針と学生への指導

海外でサービス・ラーニングを行う学生の危機管理は、サービス・ラーニング・センターが学生に指導を行う窓口となり、学内の関連部署及び学生の受入れ機関と協力してその任にあたっている。そのために、以下のような運営方針・規約に沿って指導を行っている。

○受け入れ機関の安全確認および選定

学生が海外のSL提携校を通してサービス活動を行う場合は、現地の事情に詳しいパートナー校が責任をもって受け入れ機関を選定することを前提としている。そのため、SLCは学生の希望や適性

を配慮して、安全面を優先した選定が確実に行われるように提携校の受け入れ担当者と密接に連絡を取り合う。本校が提携校からSL学生を受け入れる場合も同様だが、受け入れた学生の安全面などについては受け入れ大学が責任を持つ事とし、その条項を入れた「覚え書き」を事前に交換している。

学生が海外の非営利機関を自主的に選び、現地で活動する場合は、担当教員の紹介があるか、日本に本部や支部があるか、そして一定の期間、内容のある活動を認められているか、など、SLCと教員と協力してその安全面を確認する。また、事前に受け入れ機関と本学が必ず、「覚え書き」を文書で取り交わし、責任所在などについて合意をする。

○授業を通しての安全注意指導

海外でサービスを行う希望や予定のある学生は原則として、春学期に「サービス・ラーニング入門」、「サービス・ラーニング実習準備」の座学授業を履修することを前提としている。これらの授業において海外でのサービス活動を行う上で、危機管理を学生本人がどのように行うべきか（例えば、夜一人で出歩かない等）、について指導をする。また、前年にSL活動を海外で行った学生に体験談（現地で体調をくずした時の早期対応、各国や地域で禁止されている事柄等）を語ってもらい、体験者から直接、現地の事情や注意事項を聞く機会を設ける。

各学生の指導を担当するサービス・ラーニング・アドバイザー（教員）も個別面談などを通して直接助言をする。

○学生の自主的な事前準備

海外各国の現地における政治の安定度、社会風習や生活様式、食事や医療事情、犯罪率や疫病の有無、サービスの対象となる人々への配慮などについては、授業でガイダンスをするだけでなく、活動を予定する学生の自主的な事前準備も促している。

また同一の海外提携校を通してサービス活動を行う学生が複数いる場合には、提携校別のグループで学生が現地についての勉強会を行い、活動地域特有の注意事項を再確認する。また、予防接種、現地へ持参すべき薬や道具、現地での行動規範などについても、各地域で知っておく必要があることをグループ別にSLCや担当教員が補足指導する。

○メーリングリスト

夏休みに海外や国内各地で活動中の学生達の状態を把握するため、毎年メーリングリストを作り、学生、教員、大学事務職員をネットで結んでいる。これを通して、学生からの現地報告や教員からのフィードバックを共有し、学生の安全確認も行っている。

○大きな危機にならなくとも、海外で学生が体験した事、対応方法で参考になりそうな情報（虫に刺され全身が赤くなった、現地の病院に入院した等）をサービス・ラーニング・センターで収集し、翌年度以降の指導の参考にしている。

（村上氏が所属する国際基督教大学は、「大学教育における海外体験学習研究会」の呼びかけ校の1校であり、今回サービスラーニングプログラムにおける危機管理事例を寄稿いただいた）

途上国における海外学習プログラムの実施と リスク管理の事例

—他アクターとのパートナーシップ—

岡島 克樹 大阪大谷大学 人間社会学部人間社会学科 専任講師 (国際協力論)

1. はじめに

グローバル化の進展に伴い、大学教育のフィールドは急速に拡大しているが、そのスピードは時に大学のリスク管理能力の成長を超える場合がある。そのような場合においてもなお途上国への渡航を伴う教育を最大限安全に、かつ継続的に提供していくためには、一方で、学内におけるリスク管理能力充実の努力を続けつつ、他方で、学外の他アクターと協働して、学内リソースの制約を補い、大学が学生の学習権やその家族の十分な説明を受ける権利に対して持つ法的義務や道義的責任を十分に担保していくことが求められる。

本稿では、まず、第2セクションにおいて大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科（以下、本学科と表記する）で実施したカンボジア旅行の概要を紹介する。第3・4セクションでは、旅行業者および他関係者と本学科との間における連携について取り上げ、パートナーシップを組むことによってどのようなリスク管理が実現できたのか、本学科の取り組みについて報告し、最後のセクションにおいて、今後、取り組むべき課題を記す。

2. 「カンボジア国際協力事業視察旅行」の概要

本学科では、教員が学内の授業で伝える理論と学外の現場で学生が直接・間接に体験する実践の交差点で生じる学びを重視し、「地域研究実習」という名称の科目（3回生配当、3単位）を設置している。この科目を履修登録した学生は、①事前学習：本学科が独自で整備している「NPO・企業・自治体リスト」や地域の大学連合体である南大阪地域大学コンソーシアムが準備する「インターンシップ先リスト」にある受入先から自分の実

習先を選択するとともに、ゼミ担当教員の下で実習先に関する基本知識やマナー等について学ぶ、②実習：主に夏の休暇中に80時間を目処にして現場を体験する、③事後学習：現場で学んできたことを学内に持ち帰り、教員のサポートを受けながらふりかえりを行い、適宜、学内外でのプレゼンテーションを行い、また、レポートを作成するという一連の作業に従事する。

「地域研究実習」のねらいは、主に、①垂直的学び：国際協力や障がい者支援からまちづくり、社会的起業家等、様々な社会課題およびその解決・緩和の取り組みについて、専門知識を深める縦方向の学び、②水平的学び：これまで自分自身があまり強い関心を持たなかった分野に飛び込むことによって自分の世界観・社会観の幅を広げ、自分がこれまで経験したことのない分野でも通用するという体験の中から自己効力感を増加させるという横方向の学びの二つがあるが、加えて、③インタビュー法や文献調査法、得られたデータを整理するためのKJ法、レポート作成・プレゼンテーションのスキル等、1回生・2回生時に学んできたことを総動員して取り組むことによって、「社会調査法」「フィールドリサーチ法」といった他科目で得た知識やスキルを再確認し統合する機能も合わせ持っている。

この「地域研究実習」の一環として、昨年度から「カンボジア国際協力事業視察旅行（7泊8日）」を実施しているが、昨年度に実施した旅程の概要は、次頁のボックス内にある記述のとおりである。他大学の海外体験学習プログラムと比べ、活動現場の視察とそれを解説するJICA職員や協力隊員、国際NGO・日本のNGO・現地NGOの職員からのレクチャー受講から構成されるところが特徴となっている。

◆表1 2006年度大阪大谷大学カンボジア国際協力事業視察旅行スケジュール

1日目	出国、買い物(ミネラルウォーター等)	(プノンペン市)
2日目	JICA事務所訪問、協力隊員活動現場視察、技術協力プロジェクトオフィス視察	(プノンペン市)
3日目	国際協力NGO(CARE International)女子教育プロジェクト視察	(プレイヴェン州)
4日目	日本のNGO(国際子ども権利センター)事務所訪問・ローカルNGO(HCC)事務所訪問およびシェルター視察・交流	(プノンペン市)
5日目	ツールスレイン収容所博物館訪問、ストウンミアンチェイごみ山・ローカルNGO訪問	(プノンペン市)
6日目	移動・アンコールワット遺跡群観光	(シエムリアップ)
7日目	直後のふりかえり、帰国(機中泊)	(シエムリアップ)

なお、2006年度の参加者は学生12名、引率者1名、ほか他大学の教員(引率者の友人)1名の計14名であった。

3. 旅行業者とのパートナーシップ

2006年、桃山学院大学において開催された「大学教育における海外体験学習研究会」全国研究集会の席上行われた山下寿人氏(日本アイラック)の講演記録に従えば、海外渡航を伴う学習プログラムには、①交通事情や衛生状況といった途上国の日常的状況に由来する「被災型リスク」や②暴動、デモ、SARSや鳥インフルエンザ等の感染症拡大といった非日常的状況に由来する「情勢変化型リスク」、③これらを統合する形で大学が負う「法律上のリスク」という3種類が存在する*1。言うまでもなく、①と②は参加学生の安全と健康を脅かすものであり、他方、③は大学の運営にかかわるものである。

以下では、上記旅程に含まれる様々なリスクをこの3つのカテゴリーに分類しつつ、旅行業者と連携してどのような形での事前対応を行ったのかについて記していく。

3-1. 法律上のリスク

本学科の場合、過去に実施された途上国へのスタディツアーは手配旅行で行われており、旅行業者による介入は飛行機やホテルの手配に留まり、それゆえ、不測の事態への対応はすべて大学独自で行うという体制を採っていたこと、しかも、その前回の旅行実施から既に3年が経過しており、組織としての記憶institutional memoryも薄れてきていたことという事情もあって、リスク管理については大いにサポートを必要としていた。同時に、本学のような中小規模の大学においては教員がロジスティックと教育の双方を担当せざるを得ないということもあり、リスク管理と、既述のような「学び」の極大化という、教員としての最重要タスクとの間には、事実上のトレードオフが存在する

という事情もあった。

そこで、①途上国へのスタディツアーの送り出し経験が豊富であること、②十分に丁寧な説明を行った上で本学科との契約を行うという姿勢を有することという二つを選定基準として設定し、この基準に合致しそうな旅行業者に関する情報提供を周囲の国際協力関係者に依頼した。結果、複数のルートから(株)マイチケットを紹介された。

本学科が法律上のリスクに関して当該業者から得たインプットとその結果は以下のとおりである。

(1)適切な旅行形態の選択：まず、旅行業法の改正ポイントや旅行形態の種類および異なる旅行業者の責任範囲について包括的なブリーフィングを受けた。それに基づき、本学科では、旅行業者が①旅程管理責任、②旅程保証責任、③特別補償責任を負い、万一の場合、大学と協力して旅行者の安全確保やマスコミ対応、家族への対応を行う受注型企画旅行という形態で旅行を実施することとなった。

3-2. 被災型リスク

より適切な旅行形態を採用し、また、万一の事態に備えて学内の緊急連絡網を整備するといった、いわば総論的な取り組みを行った後に着手したのは、旅行実施中にさらされる可能性がある個別具体的なリスクに対する事前対応であった。殊にプノンペン市内で多発する交通事故や盗難への遭遇、A型肝炎、腸チフス、デング熱などの感染症への感染といったカンボジアでは日常的に存在するリスクへの事前対応である。

これについては、筆者がカンボジアで4年間勤務していた際に得た情報の他、①外務省「海外安全ホームページ」、②JICA「国別生活情報(カンボジア)」、③厚生労働省検疫所「FORTH海外渡航者のための感染症情報」を参照しながら、ゼミ

において、現地で感染する可能性がある感染症や交通事故、盗難の諸事例とその回避方法を解説した*2。

さらに、旅行者からのアドバイスに従い、以下の3つのことを実施した。

(2)インフォームド・コンセントのより実質的な担

保：様々なリスクの存在とその具体的な回避方法をゼミにおいて口頭で伝えるという形式を整えるだけで満足するのではなく、より実質的なインフォームド・コンセントの実現を図るために、リスクとその回避方法について分かりやすく解説した「カンボジア国際協力事業視察旅行のしおり」を作成・配布した。参加申込書には保証人がサインする欄も設けていることから、参加学生には、保証人が「しおり」の記述を読まれた上でサインされるよう依頼するとともに、不明な点があるにもかかわらず保証人が参加申込書にサインするという状況がないよう、参加学生に引率者の携帯電話番号を伝えた。

(3)同一海外旅行保険への加入：クレジットカードに付帯する保険ではカバーされる範囲が少ないことから、まず海外旅行保険への加入を参加条件として旅行を実施した。さらに、万一、緊急輸送が必要になった場合、参加学生が異なる保険会社の保険に加入していると、会社ごとの連絡と手続きに手間がかかったという過去の事例から得た教訓に基づき、参加学生には同一保険会社の保険に申し込むことを徹底した。

(4)帰国時・帰国後の対応：腸チフスなど、感染と発症の間に比較的長い時間がある感染症の治療にも海外旅行保険の適用があるよう、体調不良がある学生には必ず関西空港内の検疫官に申し出るよう指導した。また、自宅に帰りついた後、体調の変化があった場合には引率者にすぐに連絡するように伝える文書を作成し、帰路機中にて配布した。

3-3. 情勢変化型リスク

現在、カンボジアは政治的にも一定の安定を見せており、政治的な背景を持つ情勢変化型リスクとしてのデモやテロ等も特に懸念されなかった。唯一例外であったのは、いくつかのニュースで報道された鳥インフルエンザの拡大であった。事実上、参加学生が現地で感染家禽に濃厚接触する機会はきわめて限られているが、「しおり」では学生や保

証人の不安を取り除き、また、適切なレベルの注意を喚起するために、同感染症の予防に関する記述を行った。

4. 旅行者以外のアクターとのパートナーシップ

以上、旅行者とのパートナーシップから本学科が得たものについて述べてきたが、以下では、昨年度は行えなかったものの今年度から徐々に動き始めてきた旅行者以外のアクターとのパートナーシップについて、いくつかの 이슈にまとめて報告する。

(5)予防接種：昨年度は、渡航先で感染するリスクがある感染症の名称や感染経路・感染予防の方法を事前学習での説明や「しおり」の記述を通して参加学生に伝えるとともに、不安がある者には予防接種の摂取を勧めた。結果として、実際に何らかの予防接種を摂取した学生は12名中2名であった。カンボジアの場合、外務省は短期滞在者に対して予防接種の摂取を義務付けておらず、また一般に、予防接種は副作用のリスクがある場合もあるため学科として強力に勧めにくいところではあるので、この数字は少ないとはいええないかもしれない。しかし、他方で、感染症への感染リスク管理をより確実なものにするためには、学生が十分な情報に基づいて予防接種摂取を自己決定できるよう、予防接種に関してより充実した情報整備を行う必要があると考えられる。こうした観点から、今年度は、2007年3月末、(株)マイチケットと関西NGO協議会の共催で開催されたセーフ・トラベル・セミナーに参加し、在阪の医師で途上国における感染症にも詳しい田中政宏氏によるレクチャーから得た情報を利用して、以下のようなポイントについての情報提供を行った。すなわち、①予防接種がある感染症の場合は、その予防接種の摂取が可能な医療機関名やおよその費用についての情報、②時間的・金銭的な制約がある中でどの予防接種を取捨選択して受けるのか、罹患可能性と発症時の重症度という観点からプライオリティ付けする考え方、である。

(6)帰国後の健康管理：上述のように、昨年度は、帰国する機中で帰国後の健康管理について注意喚起する文章を配布した。しかし、この文章の

みでは、実際に何かの感染症に感染していた場合、途上国で流行する感染症に不慣れな医療機関で適切な医療サービスを受けられるとは限らない。この点については、(株)マイチケットや上述の田中医師との会話からヒントを得て、本学科では、今年度から、感染の危険性ある感染症名を記しつつ、症状の態様や発生時期などを学生が書き込める用紙を帰国機中で配布する予定である。

- (7)旅行実施中のリスク管理：引率者の人数については様々に議論のあるところであるが、本学科は予算上の制約もあり、昨年度12名、今年度10名の参加学生に対して1名の教員を引率させることしかできない。しかし、引率者としては、決して慣れない土地ではないとは言え、自身の体調不良など、不安に思うことも少なくない。そこで、今年度は、(株)マイチケットによるイニシアチブの下、カンボジアにスタディツアーを送り出す大学やNGOの担当者が集まって開催された会合などの場を利用して、スタディツアーの共同実施が行えるパートナー探しを行った。結果、立命館大学国際関係学部長須ゼミとの共同実施が決まり、今年度の旅行は計2名の引率者で実施する予定である*3。

5. 今後の課題

以上、「カンボジア国際協力事業視察旅行」を実施する上で本学科と他アクターとの間に構築されてきたネットワークについて、旅行業者ならびに他大学・NGOとに注目して記述してきた。これを踏まえて、以下では、今後、取り組むべき課題

について記す。

- (A)学内リソースの特定と利用：昨年度・今年度のパートナーシップは学外に相手を求める傾向があったが、本学内にも様々なリソースが存在することが分かっている。例えば、本学は、昨年度、薬学部を開設し、そこには医師免許を有する教員も勤務している。また、国際交流室や保健室もあり、そこには一定の経験と専門知識が存在する。今後は、このような学内リソースの利用を視野にいれ、さらに効果的で効率の高いリスク管理を試行していく必要がある。
- (B)ネット上でのデータベース構築の必要性：今年度はなお取り組めていないが、本学科が作成している参加申込書等の文書や緊急連絡網にはなお改善の余地があると考えている。また、既に記したように、本稿執筆に当たり、昨年度の経験を改めて振り返ってみると、教育効果の確保と同時に、リスク管理に十分に配慮したロジスティックスシステムを一から作り上げることは必ずしも容易ではなかった。今後、本学科の取り組みをさらに充実させ、また、今後、新規に海外体験学習プログラムを作られる他大学・NGOの参考に供する目的で、ネット上にデータベースを構築し、そこに「しおり」や「参加申込書」「機中配布資料」などを共有することを検討していきたい（Yahooでは無料でフォルダーを設けるスペースも得られるメーリングリストが利用可能である）。

(2006年7月に実施された「大学教育における海外体験学習研究会」の危機管理分科会に参加された岡島氏に寄稿いただいた)

-
- *1 山下寿人(2006)「海外体験学習プログラムの危機管理」『大学教育における海外体験学習研究会2006年次報告集』p.7-18を参照のこと。
- *2 なお、地雷については多くの学生や保証人が不安を抱くところではあるが、旅程は地雷埋設地域への渡航を含むものではないことについても伝えた。また、重要なこととして、途上国への渡航に関しては、大学側も学生・保証人側も、どうしても普段聞きなれない感染症について特段に心配する傾向があるが、実際は、同級生との旅行による興奮からくる寝不足や冷房の当たりすぎ等、渡航先が特に途上国でなくても必要な通常の健康管理への配慮も重要である。
- *3 リスク管理という本稿のテーマからは離れるが、教育上の効果を上げるための本学科・他大学間の協力関係は昨年度内からいくぶん発展してきている。昨年度は、事後のふりかえりをより充実化させるために、2007年2月、帝塚山学院大学のご協力の下、プール学院大学と立命館大学とともに学生たちが途上国での経験とその価値について発表・議論する機会を設け、参加されたNGO職員や大学教員から好評を得た。そこで得た他大学の情報を基盤にして、本学科の学生が国際協力に関するサークルを自主的に立ち上げ、行動を始めたことは現場との接触が時に想像以上の効果を持つことを示しているように思う。また、今年度は、上記のように立命館大学国際関係学部長須ゼミと共同で旅行を実施するが、連携の範囲を拡大し、事前学習の段階も含むようにデザインした。7月初旬、既に両大学の学生がそれぞれ「カンボジア経済の問題点と政府の取り組み」「カンボジアの社会セクターの問題点と政府の取り組み」という題で調べた結果を発表し合い、大いに刺激を受けたようである。

京都精華大学の 海外プログラムにおける安全管理

京都精華大学では、主に海外プログラムに参加する学生を対象とした「海外プログラムにおける安全管理に関する規則」をWeb上で公開している。*1

ここでは、公開されている「海外プログラムにおける安全管理に関する規則」を基に、学内のリスク管理体制について担当者の国際交流課職員の北脇学氏に聞き取りした際の情報と資料を特記事

項として加筆する。

1. 海外プログラム

京都精華大学の「海外プログラム」とは、同大学の正規カリキュラムに含まれ、単位認定の対象となる、海外で実施されるプログラム等のことである。以下は同大学の科目とその内容である。

◆京都精華大学の海外プログラム一覧

学部	プログラム	行き先	期間	テーマなど	単位
人文学部	海外現地研究 語学研修型	アイルランド	3週間		2単位
		シンガポール	4週間		2単位
		ニュージーランド	4週間		2単位
		韓国1・2	20日間		2単位
		中国1	3週間		2単位
		中国2	20日間		2単位
		タイ	4週間		2単位
		フランス	4週間		2単位
	海外現地研究 テーマ設定型	コスタリカ	3週間		2単位
		マラウイ	4週間	大自然の中で人々と暮らす	2単位
		マリ	5週間	マリの伝統文化を体感する	2単位
		ドイツ	2週間	先進的な環境対策を学ぶ	2単位
		東ティモール	9日間	コーヒー栽培を通じて人々の生活に触れる	2単位
		タイ	4週間	タイの社会問題と文化を学ぶ	2単位
		カナダ	4週間	ジャーナリズムの現場を体験	2単位
	交換留学	マーシャル諸島	11日間	太平洋から考える環境・開発・平和	2単位
		インド	2週間	農村開発NGOの現状と課題を学ぶ	2単位
		アメリカ(アンティオク・カレッジ)	後期		留学先での 取得単位を 卒業単位と して認定
		アメリカ(コーネル・カレッジ)	後期		
	タイ(チェンマイ大学)	後期			
大韓民国(大邱大学)	前期または後期				
調査演習	学生の調査研究による			12単位	
芸術学部	海外 ワークショップ	インドネシア	15日間	野焼き土器と古代遺跡研修	2単位
		オーストリア	14日間	ゲーラス修道院芸術教育センターワークショップ	2単位
芸術・デザ イン・マンガ 学部	交換留学	オーストラリア	4ヶ月		留学先での 取得単位を 卒業単位と して認定
		アメリカ(ロードアイランド)	約3ヶ月		
		アメリカ(ニューヨーク)	4ヶ月		
		アメリカ(カリフォルニア)	4ヶ月		
		イギリス(グラスゴー)	4ヶ月		
		フィンランド(トゥルク)	4ヶ月		
		フィンランド(ヘルシンキ)	4ヶ月		
		ドイツ(カッセル)	4ヶ月		
		オランダ(アムステルダム)	4ヶ月		
		オランダ(ユトレヒト)	4ヶ月		
		大韓民国(ソウル)	4ヶ月		
アメリカ(カリフォルニア)	4ヶ月				
人文・芸術 学部	認定留学	海外協定校など	原則6ヶ月以上 1年以内		最高30単位

2. 安全管理に関する自己責任の原則

海外におけるプログラムでは、学内の活動とは異なり、一般的に危険や病気、事故等に遭遇する可能性が高い。それらから自らの安全を守るために、各自が最大限の対策を講じる必要があり、万が一、そのような事態に遭遇した際には、できる限り被害を最小限にとどめ、すみやかに危険から離れることが求められる。

京都精華大学では、プログラムの準備と現地での実施期間中、学生の安全を守るための配慮と方策、そしてそれに基づく指導を可能な限り行うが、海外プログラムに参加する学生は各自が主体的に自覚と責任を持ち、適切な判断と行動をとらなければならない。

については、京都精華大学の海外プログラムに参加する学生は、以下に記された条件を遵守することが必要である。

3. 海外プログラム参加にあたっての規則

■プログラム開始前

- 「渡航・滞在計画表」(資料1)を提出すること。(以下、省略)

◆資料1

海外ワークショップ 渡航・滞在計画表			
プログラム名		国・地域名	
科目担当者名			
①学生情報			
氏名	学籍番号		
現住所	TEL () -		
国内E-mail	現地E-mail		
パスポート番号	パスポート有効期限		
ビザ種類	ビザ番号		
②国内緊急連絡先			
保護者氏名	続柄		
国内連絡先住所	TEL () -		
携帯電話	FAX E-mail		
緊急時連絡先(勤務先など)	TEL () -		
③受入機関			
プログラム期間	年 月 日開始～	年 月 日終了	
海外滞在期間	年 月 日出発～	年 月 日帰国予定	
現地受入機関(大学名など)	都市名(特記)		
現地所属部署			
現地受入機関連絡先(住所・担当名)			
滞在先住所			
滞在先電話番号(国番号から)	滞在先FAX番号(国番号から)		
受入担当者E-mail			
④現地最寄日本国在外公館(日本大使館、領事館など)の連絡先			
在外公館名			
住所			
電話番号(国番号から)	FAX番号(国番号から)		
⑤渡航スケジュール			
出発日・時刻	月 日 () (:)	空港 出発	
出発地	航空 便		
搭乗機番号			
経由の詳細(経由する場合)	経由地	経由地到着時刻 (:)	経由地出発時刻 (:)
	航空	便	
経由の詳細(経由する場合)	経由地	経由地到着時刻 (:)	経由地出発時刻 (:)
	航空	便	
到着日・時刻	月 日 () (:)	空港 到着	
到着地			
⑥帰国スケジュール			
出発日・時刻	月 日 () (:)	空港 出発	
出発地	航空 便		
搭乗機番号			
経由の詳細(経由する場合)	経由地	経由地到着時刻 (:)	経由地出発時刻 (:)
	航空	便	
経由の詳細(経由する場合)	経由地	経由地到着時刻 (:)	経由地出発時刻 (:)
	航空	便	
到着日・時刻	月 日 () (:)	空港 到着	
到着地			
⑦その他連絡事項			
<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>			

(科目担当者確認) 氏名 _____

※ 提出前に必ずコピーを保護者の方にも渡してください。(提出先：国際交流課)

を講じなければならない。

6. 学生は医師の治療や投薬を受けている場合、または心身の健康状態に留意すべきことがある場合、出発前に必ず科目担当者（あるいは指導教員）または国際交流課にその内容を伝えなければならない。場合によっては医師による健康診断書の提出を求めることもある。

京都精華大学は上記の事項を確認し、安全管理上問題があると判断した場合は、学生の研究計画等プログラムの変更、場合によっては渡航中止、帰国等を指示することがある。

＜特記事項＞

京都精華大学では、安全管理対策として以下の措置を講じている。

(1)熱帯医学研修

アフリカやアジアなど熱帯地域で実施される海外プログラムに参加する学生に「熱帯医学研修」（6時間）の受講を2003年度より義務づけている。研修では専門家による講義のほか、講義内容の理解を確認するために試験を実施し、研修後には各自予防接種の計画を含めたレポートを提出し合格しないと参加を認められない場合もありうる。

また、人文学部の「調査演習」にて海外渡航計画を立てている学生については、麻疹やポリオなど具体的な感染症についての接種歴や既往歴を書面にて告知させている。（資料2）

◆資料2「2006年度調査演習計画書」より

熱帯医学研修	試験結果	点	追試中	未受講
A型肺炎	第1回接種 (年月日)	・	第2回 (年月日)	・ 不要
狂犬病	第1回接種 (年月日); 第2回 (年月日); 第3回 (年月日)	・	不要	
破傷風	第1回接種 才・第2回接種 才・追加接種 (年月日)	・	不要	
麻疹	年月日	・	罹患済み	・ 不要
黄熱病	年月日	・	不要	
ポリオ	1975-77年生まれの人には免疫がないため必ず接種のこと; 旅行に行く人は追加接種が必要 追加接種 (年月日)	・	不要	
その他	(具体的に記入)			

※ 予防接種日程は、まだ済んでいない分については予定日を記入して下さい。

(2)保険について

同大学で実施される海外プログラムは手配旅行として企画されている。そのため、募集型企画旅行や受注型企画旅行等で旅行代理店の旅行者に対してなされる補償はない。それゆえ、海外プログラムに参加した学生が事故の遭遇や疾病等で死亡・後遺障害に限定したカスタムメモの保険に加入している。

■プログラム期間中

1. 同一国に3か月以上滞在する場合、最寄りの在外日本大使館または領事館等へ「在留届」を提出しなければならない。
2. プログラム期間中、学生は定期的に大学の科目担当者および国際交流課と連絡をとり、現地における住所・連絡先の変更があった場合はすみやかに報告しなければならない。連絡の頻度及びその方法は、各プログラムの科目担当者（あるいは指導教員）の指示に従うものとする。またプログラム中他所へ移動する場合は、事前にその旅行計画と緊急時の連絡先を科目担当者及び国際交流課へ伝えなければならない。
3. プログラム期間中、学生は以下のことを守らなければならない。
 - ①海外プログラム実施に関する京都精華大学（学長・学部長・科目担当者など）の決定や指示には必ず従うこと。
 - ②滞在国内・地域の法律・法規を遵守すること。
 - ③公序良俗に反する行為をしないこと。
 - ④プログラム期間中は受入れ先大学等の規則を遵守し、迷惑をかけぬようにすること。
 - ⑤自動車・自動二輪車の運転は原則として行わないこと。
4. 以下の場合に、プログラム途中での帰国、プログラムの変更または中止を命じる場合がある。
 - ①学生が上記プログラム期間中(1)～(3)に記載された事項を守らず、あるいは本人の素行が著しく不良であると京都精華大学が判断する場合。
 - ②病気、事故、事件など学生本人の故意でない、あるいは予測し得ない緊急事態などの安全管理上の問題によって、プログラムの続行が不可能であると京都精華大学が判断する場合。
5. 以下の場合に学生が被る学籍上、教務上、あるいは金銭上等の不利益に関して、学生は京都精華大学にその責任を問うことはできない。
 - ①プログラム途中での帰国を命じる場合。
 - ②学生本人の故意または不注意あるいは予測し得ない事態により事故や災害、疾病等が発生した場合。
 - ③緊急事態等の発生によって、京都精華大学がプログラムの変更あるいは中止を決定、指

示した場合。

〈特記事項〉

- (4)VPN (Virtual Private Network) システムによる海外プログラム参加学生の現地連絡先の把握
学生が渡航前に提出した現地での連絡先（現地での携帯電話番号やe-mailアドレスなど）が変更された場合、学生には速やかに変更の連絡を求めると同時に、学内ではVPNシステムを導入し、複数の学生の海外滞在先での緊急連絡先データの速やかな更新が可能となった。

■プログラム終了後

1. プログラム終了後の滞在延長や旅行に関しては、すべて学生個人の責任のもとに行われるものとし、京都精華大学は一切の責任を負わない。
2. プログラム終了後であっても、学生の滞在延長や旅行に関して、帰国までの滞在先、連絡先を科目担当者および国際交流課に必ず連絡すること。
3. 帰国をした学生は1週間以内に科目担当者および国際交流課に帰国の報告をしなければならない。

◆資料3

京都精華大学
学長 島本 淳 殿

見本

誓 約 書

私たち、参加者本人及び保護者（あるいは保証人）は、下記プログラムへ参加するにあたり、別紙「京都精華大学 海外プログラムにおける安全管理に関する規則」の趣旨を十分に理解した上で、そこに定められている事項を遵守いたします。
また、自己責任の原則のもと、プログラム中に起こりうる事故や災害、疾病等に関して参加者本人がすべての責任を負うとともに、参加者本人に関する損害について、京都精華大学に対し損害賠償を請求しないことをここに誓約いたします。

年 月 日

プログラム名 _____

プログラム期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

学籍番号 _____ 氏名 _____

年 月 日

保護者（あるいは保証人）氏名 _____
(学生本人との関係: _____)

保護者（あるいは保証人）住所 〒 _____

電話番号 _____
(緊急連絡先) _____

■誓約書の提出

この規則の趣旨を理解した上で、プログラム参加学生本人ならびに保護者等は別紙「誓約書」を指定の期日までに提出しなければならない。（提出先：国際交流課）（資料3）

〈特記事項〉

- (5)海外プログラムに参加する留学生に対する対応

誓約書には、海外プログラムに参加する学生の親の署名が必要である。この場合、学生本人から親（保証人）に自分で説明し、署名を求めている。

- (6)学生に求める提出書類およびチェックリストについて

海外プログラム参加学生には、誓約書、渡航・滞在計画表、パスポートコピー、海外旅行保険証コピーのほか、滞在先の状況に応じて、査証（ビザ）コピーも提出させる。また滞在が3ヶ月以上の場合は、在留届の提出を促す。そのほか、毎月マンスリーレポートを提出させる。マンスリーレポートを通して大学側は学生の留学状況を把握すると同時に、閲覧用資料として保管される。さらに帰国後2週間以内に帰国レポート（資料4）を提出させている。

- (7)リスク管理

京都精華大学では、緊急時が発生した場合を想定して、「第一報の確認事項」を作成し、担当者はもとより、休日や夜間に大学宛の第一報を受けるかもしれない警備員にも配布し、危機時の対応に注意を促している。

第一報では、それぞれにチェック欄を設け、チェック項目は資料5の5項目である。

そのほか、記入が可能な学内の「緊急事故対策本部」（資料6）の組織図のほか、「事故発生から3時間」、「事故発生初日・2日目」（資料7）と時系列別の緊急事故対策本部各班の対応のシミュレーションを文書化している。さらに、緊急事故が発生した際に当面必要な事故対策費用や、緊急時の関係機関の連絡先リスト（外務省、国土交通省、文部科学省、JCSOS、保険会社、旅行代理店、航空会社、ご家族宿泊用ホテル、タクシー会社など）を作成している。

◆資料4

見本	芸術交換留学帰国レポート	(国際交流課管理)	(国際交流課管理)
年 月 日記入			
氏名	学籍番号		
現地受入 大学名			
現地所属 学部・分野			
国名	都市名		
滞在期間	年 月 日出発～	年 月 日帰国	
1. どのような大学でしたか？		3. 住居について (e.g. 寮、アパート、シェア)	
2. 履修した授業科目 (週あたりの時間数、受講期間、課題、宿題、予習、復習)、授業外での制作や学習に費やした時間とその内容		4. 食事について	
10. その他何かトラブルはありましたか？その際どのように対処しましたか？		5. 月々の生活費、物価について	
11. 渡航について (チケットの取り方、費用など)		14. 今後の留学生へのアドバイス	
12. 現地での学習に必要な語学レベルと自分自身の語学レベルについて感じたこと			

同大学ではまだこれらの資料を実践で使用した経験はないとのことだが、緊急事故発生を想定してのこのような資料は、海外プログラムを企画、実施する他大学でも参考になるだろう。

緊急事故対策費用は費用項目と、費用負担者(保険、大学、個人)別に作表されている。想定される費用項目は以下の通り。

通信費、ご家族交通費(集合)、ご家族宿泊費(集合)、ご家族渡航費、ご家族宿泊費(現地)、ご家族渡航手続き費(パスポート取得代、ビザ料等)、現地派遣班と公費、現地派遣班渡航手続き費、現地対策本部賃上げ費、現地協力者の人件費、通訳雇用費、ご遺体移送費用、ご遺体処理費用、被災負傷者移送費用、被災負傷者移送に付き添う医師・看護婦護送費用、対策本部用食費。

* 1 京都精華大学 海外プログラムにおける安全管理
<http://www.kyoto-seika.ac.jp/ie/security/index.html>

◆資料5 第一報の確認事項

1. 第1報確認日時
年 月 日 (曜日) 時 分 AM/PM
2. 情報ルート (誰から、どこからの連絡)
氏名 所属先 電話 ファックス
3. 情報の内容
 - ① 被害者氏名 (学生、教員等)
 - ② 事故発生日時 現地時間 時 分 AM/PM
日本時間 時 分 AM/PM
 - ③ 発生場所 国名 都市名
 - ④ 事故種別 交通事故 航空機事故 災害 強盗
病気 テロ その他 ()
4. 状況詳細 (なるべく詳細に)
 - ① 学生の安否、怪我、被害状況等
 - ② 入院先、避難先情報 入院、避難先名:
担当者・担当医師名
電話 ファックス
 - ③ 今後予想される状況、対応
5. 現地との連絡方法 (必ず連絡が取れる方法)
 - ① 学生又は教員本人 電話 ファックス e-mail
 - ② その他 担当者名
所属先 電話 ファックス e-mail

◆資料6

＜緊急事故対策本部＞			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">＜対策本部＞</p> <p style="margin: 0;">* 本部長: 学長</p> <p style="margin: 0;">* 副本部長: 国際交流担当副学長</p> <p style="margin: 0;">* その他構成員: 総務部長、学長室長、学部長、国際交流室長、国際交流課長、教務部長 他</p> </div>			
<p style="text-align: center; margin: 0;">＜広報班＞</p> <p style="margin: 0;">責任者(対策本部全体の指揮)</p> <p style="margin: 0;">()</p> <p style="margin: 0;">班員</p> <p style="margin: 0;">情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内 () ・現地 () () <p style="margin: 0;">マスコミ対応</p> <p style="margin: 0;">()</p> <p style="margin: 0;">報告 教育委員会、政府機関、その他関係機関への報告</p> <p style="margin: 0;">()</p>	<p style="text-align: center; margin: 0;">＜家族・学生班＞</p> <p style="margin: 0;">責任者(家族への事故連絡)</p> <p style="margin: 0;">()</p> <p style="margin: 0;">班員</p> <p style="margin: 0;">家族班</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家族への各種対応 () ② 家族控え室の運営 () <p style="margin: 0;">学生班</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学生への各種対応 () 	<p style="text-align: center; margin: 0;">＜現地派遣班＞</p> <p style="margin: 0;">責任者</p> <p style="margin: 0;">()</p> <p style="margin: 0;">班員</p> <p style="margin: 0;">()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地救援活動 ・家族同行 ・対策本部との連絡 ・現地での情報収集 	<p style="text-align: center; margin: 0;">＜業務対応班＞</p> <p style="margin: 0;">責任者(対策本部運営)</p> <p style="margin: 0;">()</p> <p style="margin: 0;">班員</p> <p style="margin: 0;">手配渉外班</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 手配・折衝業務 () <p style="margin: 0;">総務班</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部管理 () ② 各班のサポート () <p style="margin: 0;">経理班</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経理業務 ()

◆資料7

事故発生から3時間				
<p>* 緊急連絡網を通じ、所定の部署等へ集合をかける(集合場所:)</p> <p>* 緊急事故対策本部設置</p> <p>* 班分け、スタッフの配置</p>				
	広報班	家族/学生班	業務対応班	現地派遣班
30～40分以内	<p>情報収集班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者へ連絡、事故情報の確認 ① 旅行会社 ② 現地学校 ③ その他 <p>情報収集</p> <p>(国内): 外務省、マスコミ情報</p> <p>(現地): 現地学校、Local Coordinator、マスコミ情報</p> <p>現地事故現場周辺地図の入手</p> <p>マスコミ対応班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ専用電話の設置(2～3本) ・TVの設置 <p>報告班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、政府機関、その他関係機関への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当するプログラム、参加学生、教職員の確認 ・事故該当プログラムの名簿等必要書類の整理・各班へ配布 ① プログラム日程表 ② 参加者名簿 ③ 参加者個人情報 	<p>総務班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故対策本部の設置 ・マスコミ会議室設置 <p>手配渉外班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社への連絡、事故報告 <p>経理班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社契約内容の把握 ・事故対応費用の管理 ・保険会社との費用等各種打合せ ・現地派遣班の費用準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報班と協力して現地状況の情報収集、把握 ・在外日本公館との連絡 ・渡航準備 ① 関連書類整理 ② バスポート、携行品準備 ③ その他 ④
1時間～6時間以内	<p>報告班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故報告 ① 外務省領事移住部邦人保護課 ② 文部科学省 ③ JATA ④ 保険会社 <p>マスコミ対応班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回記者会見(事故第一報から1時間以内) 	<p>家族班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族への事故状況の報告(事故第一報から1時間以内) ・今後のスケジュール打合せ ・バスポートの有無の確認 ・緊急バスポート・ビザ発給のために必要な情報確認 	<p>手配渉外班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生家族の宿泊、休憩場所の手配 ・現地派遣班の渡航関連手配 	
事故発生日初日・2日目				
	広報班	家族/学生班	総務/経理班	現地派遣班
初日	<p>情報収集班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・情報整理 <p>報告班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報報告 <p>マスコミ班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会見 	<p>家族班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族現地渡航事前調整、準備 ・家族の精神的サポート <p>学生班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生状況の把握 	<p>総務班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の維持、管理 <p>経理班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金状況の把握 <p>手配渉外班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の現地渡航関連手配 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地最新情報の入手 ・渡航
2日目				<ul style="list-style-type: none"> ・現地对策本部の設置 ・現地必要品の調達 ・現地情報の収集と協力要請 ① 現地大学 ② 在外日本公館 ③ その他 ・最新情報を逐次国内に報告 ・家族受入れ準備

「短期海外研修担当者のためのハンドブック」 について

—茨城大学の事例—

2007年（平成19年）3月に、「短期海外研修担当者のためのハンドブック」が冊子ベースで発行された。これは、茨城大学学務部の矢内結香氏が行った平成18（2006）年度科学研究費補助金（奨励研究）（以下、科研費）「学生の海外送り出しに従事する職員の資質向上を意図したハンドブック作成に関わる研究」の成果で、大学国際戦略本部強化事業のホームページにも全文がアップされている。

○短期海外研修担当者の情報共有と情報交換の必要性：研究の背景

矢内氏のこの研究の背景には、茨城大学で全学生のうち希望者を対象とした短期英語研修プログラム（実施地：アメリカ合衆国イースタンワシントン大学）や学生アンケートを実施した結果、学生や保護者からは大学への多種多様な対応が求められる一方で、送り出し側大学職員において、情報や知識が共有されていないこと、もしくは担当教員や業者任せにしているなどの現状が明らかになり、そのなかで短期海外研修担当者による大学内での取り扱い（単位認定、事前オリエンテーションや危機管理等）に関しては情報共有と広く情報交換する場の必要性を感じたことにあった。

○短期海外研修事業を支える職員のスキルアップのために：研究の目的

当研究の目的は、「学生の海外送り出しにかかわる教職員に対し職務上必要な知識、様式、事例等を集約したハンドブックを作成*1）」することである。とくに、海外への送り出し業務に関わる職員は、業務に必要なさまざまな知識や様式や事例等を把握しながら、安全に遂行する必要がある。しかし、専門職に近いこうした業務に対して、国立



大学をはじめ多くの大学では専門職を配置することは難しく、たとえ業務を円滑に担える職員が育成されても、人事異動によって担当職員は変わってしまう。そのため、このハンドブックは主に新しく海外への短期研修プログラムを担う担当者を対象としている。

○短期海外研修事業を推進するための基礎情報：内容

当ハンドブックの内容は、大学生の海外研修業務を担当するための心構えや情報収集、スキルアップ、他大学との情報共有や連携など海外研修事業に必要なことを述べたのち、海外研修プログラムを具体的に立ち上げるための企画・立案、準備、危機管理対策などを含む一連の流れなどの基礎情報が掲載されている。そのほか資料として、茨城大学が2006年度（平成18年度）に実施した「学生の海外研修等の取扱いに関するアンケート調査」結果および2004年度（平成16年度）に実施した「短期語学研修に関するアンケート調査報告書」、さら

に各種関連リンク集が掲載されている。

○研修活動にも活用：冊子の配布

当ハンドブックは1600部冊子印刷され、配布先は、茨城大学が2006年度（平成18年度）に実施した国立大学82校と私立大学3校の合計85大学を対象としたアンケート（回答数72校、回収率82.7%）への協力大学のほか、大学内での海外研修事業の研修会、および日本留学生協会（JCSOS）におけ

る危機管理に関する大学教職員対象の研修会や、大学教育における海外体験学習研究会全国大会にて配布され、各種研修事業で活用されている。

〈参考資料〉

- *1 矢内結香「学生の海外送り出しに従事する職員の資質向上を意図したハンドブック作成に関わる研究」平成18(2006)年度科学研究費補助金交付申請書 大学国際戦略本部強化事業 職員の養成・確保 <http://www.u-kokusen.jp/useful/shokuin.html>

Three Weeks in the Pacific Northwest
..... University **SAMPLE**
WINTER 200.
February .., 200. to March .., 200.

Personal Information

Name _____ Male _____ Female _____
Family Name First Name Middle Name

Birth Date ____/____/____ Country of Birth _____ Country of Citizenship _____
Month Day Year

Permanent Address: _____ Mailing Address (if different): _____

Phone: _____ Message Phone: _____
Fax: _____ Fax: _____
E-Mail: _____ E-Mail: _____

Name of Father or Legal Guardian _____ Are you married? Yes _____ No _____

Educational Background (University, High School, etc.) _____

How many years have you studied English? _____ Where? _____

Residence Hall Information

Do you smoke? Yes
Do you stay up past midnight? Often Seldom Are you a late sleeper? Yes No
Do you prefer a roommate who does not smoke? Yes Don't care
Do you study with music? Yes No If so, what type? _____

I agree to abide by ***** University's Housing and Dining Regulations. _____
(Please sign our name)

The cost of attending the *** *Three Weeks in the Pacific Northwest Winter 200** program is \$*****, plus a \$*** non-refundable application fee. Applicants may apply for a B2 visitor's visa, rather than an F1 student visa, because of the short duration of this program and because it is primarily a cultural study tour.

Please sign here: _____ Date: _____

Application Procedures

Applications should be received by the **** office by December 1, 200*. The following need to be included: completed application form; * a \$**** non-refundable application fee. The balance of \$***** will be due upon arrival. ***** accepts Visa and MasterCard payments for application fees as well as program fees.

Applications should be sent to: Ms. M*****
*****University
P***** Hall *****city, W* 92*****
Fax: 1-***-***-*****

Credit Card Payment Information

Visa _____ MasterCard _____ Account Holder's Name _____ Account Number _____
Expiration Date _____ Amount To Be Charged \$ _____

矢内氏が所属する茨城大学では、2006年度（平成18年度）より短期海外研修を実施している。研修実施大学は、日本からの参加学生に上記の書類を提出することを求めている。この書類は日本から渡航した学生の入国審査の際にも提示し、入国目的を明確にすることが可能である。「短期海外研修担当者のためのハンドブック」より。

スタディツアー感染症発生から学んだこと

小嶋 淳史 特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会

※本稿は大阪ボランティア協会「ヴォロ (Volo)」2004年10月号に掲載されたものを許可を得て転載している。

シャプラニールでは、会員の方々に現場での活動を見ていただくことを目的に、1983年の開始以来今日まで二百回以上のスタディツアーを実施してきた。そんな中、昨年度（2003年度）我々が実施したスタディツアーにおいて、感染症が発生する事態が起きた。ここでは、事実関係及びその後の対応と今回の教訓をもとにスタディツアーを企画するNGOが心得ておくべきことを述べたい。

感染症発生の経緯

2003年度実施したバングラデシュの活動地を見学するスタディツアー中に、数人が体調を崩した。帰国時点で多くの方が体調を崩し、入国審査では特に体調を崩した3人が空港の検疫検査を受けることとなった（これがのちに海外旅行傷害保険の保険金申請において大きな分かれ目となる）。帰国後、高熱の続いた1人が「細菌性赤痢」との診断を受ける。そこで他の参加者にも事実を知らせ、保健所の指導のもと検査を実施。結果二人が「細菌性赤痢」との診断を受けた。その後2人とも入院せずに治療が完了した。二週間が過ぎた後、同行したスタッフが高熱を発したため、参加者に連絡したところ数人が同様の症状と判明。全員が入院し大半が「腸チフス」との診断を受けた。

感染症発生後の対応

シャプラニールでは感染症発生後、東京事務所では参加者や病院、保健所への対応、ダッカ事務所では原因究明に向けた対応を行った。

東京事務所では、「細菌性赤痢」発生後全ての参加者へ電話での情報共有を行う。また「腸チフス」発生後は、ほぼ毎日参加者との電話での連絡を実施。感染症を専門としている病院の紹介や保健所への各リストの提出も行った。当然のことで

あるが入院された方へは数回のお見舞いを実施した。

一方、ダッカ事務所では、「細菌性赤痢」発生後、活動地域の調理担当スタッフへの検便検査を実施した。その結果、一人から陽性反応が出たが本人に自覚症状はなく原因解明には至らなかった。また「腸チフス」発生後も同様の検査を実施したが検出されなかった。また参加者が常備していた「ミネラルウォーター」の検査、活動センターの貯水タンクの水質検査、ダッカ市内の宿泊先への聞き取りも実施したが、菌の検出や症状は見られなかった。なお、東京事務所からの依頼によりツアー中の「食事リスト」と「日程表」を提出し、東京事務所より担当保健所に提出した。

ツアーを企画したNGOとしての対応

私どものスタディツアーは、企画と現地での運営をシャプラニールが行い、ツアーそのものは旅行会社が主催している。しかしながら参加者は「シャプラニールのスタディツアー」と認識して参加していること、また現地のスケジュールや手配をダッカ事務所が行っていること、東京事務所スタッフが引率していることも考慮し、参加者への対応は海外旅行傷害保険申請の手続きなど一部を除きシャプラニール東京事務所が行った。なお、旅行会社とも絶えず連絡を取り合い、責任の所在などについても確認した。今回、情報を隠さず参加者全員に共有し、また入院された参加者に対して出来る限り誠実に対応したことにより、ツアーに参加された方々から私どもの対応について理解を得ることが出来た。また幸いなことに入院された方々も二週間前後で退院された。

しかしながら入院された方々の大半は、「腸チフス」の発症が帰国後二週間を過ぎた段階であるた

め、海外旅行傷害保険が適用される72時間以内の医師の治療を受けておらず、入院費を参加者が負担することとなった（ただし空港での検疫を受けた人は診断と見なされ、適用の条件を満たす結果となった）。シャプラニールのツアーに参加される方々には任意で「海外旅行傷害保険」に入っているだけであり、その保険によって入院等の費用が支払われると考えているが、このようなケースの場合傷害保険が適用されないことをはじめで知ることとなった。なお、通常「腸チフス」は1～2週間の潜伏期間があり、コレラやラッサ熱などと同じように受診が72時間を越えても適用される特例条項に含まれるべきであるが入っていない（この点に関しては今後、保険業界全体への働きかけをしていきたい）。シャプラニールとしては、以上を踏まえ旅行会社と協議の上、旅行会社とともに今回参加者が自費で支払うことになった入院費を補填することを決定した。

また早い段階で今回の経緯について公表を行うことを判断し、各参加者への了解を得た後、会報、ウェブサイト上での公表を実施した。さらに今回のケースがシャプラニール特有でなく、スタディツアーを企画するNGOがいつ直面してもおかし

くないケースと考え、国際協力NGOセンター（JANIC）との共催により、JANIC正会員団体に対する今回の経緯についての経験共有の集いを実施した。その会で提供した資料から一部抜粋したものを以下に示している。

ツアーを企画するNGOが心得なければならないこと

「スタディツアー」、多くの人にとって身近なものになりつつあるのは、歓迎すべきことだ。しかしそうした中で、旅行社の企画する一般ツアーとスタディツアーとの違いを参加者や主催者が明確に意識できなくなることは、大変危険である。NGOが活動する地域において今回のような事が今後100%起こらないとは言い切れない。我々NGOはこのような事態が起こりかねない「スタディツアー」というものを企画しているのだということ絶えず認識しておくべきであり、参加者に対してもきちんと事前に現地の状況や今回のような事態が起こり得ることを伝える重要性を認識しながら企画・運営することが大事なのであろう。やみくもにリスクにさらされることなく、いかにリスクと向き合うかをこれからも考えていきたい。

【資料】スタディツアー感染症発生について経験共有のつどい（一部抜粋）

特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター

特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会

1. 今後の現地での対策

(1) 当面の対策

- ・地域活動センターへの訪問者を停止。
- ・ゲストハウスへの宿泊を一時停止。
- ・主催ツアーの一時停止。

(2) 継続的な対策

- ・ツアーマニュアルの改訂と新規作成：東京事務所用、現地事務所用、アテンド用、参加者用
- ・参加者へ現地事情と発症後の対応について周知徹底。
- ・現地衛生担当スタッフの配置。
- ・食事担当スタッフの定期検診。
- ・ツアー中の飲食物の詳細な記録。
- ・水タンクの定期チェック。
- ・飲食物の管理。
 - 飲料水をすべて質の高いミネラルウォーターとする。
 - なま物及び手で和えて調理する料理の供与停止。

- 果実供与の場合は参加者自身が皮をむくようにする。
- 現地スタッフ及び参加者への石鹸使用の励行及びトイレや手洗い所への石鹸の常備。
- ・帰国時に少しでも病気の気配があった場合、空港の検疫でのチェックや七十二時間以内に受診を奨励。
- ・帰国後三週間後まで参加者に定期的に連絡を取り、感染症の疑いがある人には保健所や都立病院などへの受診を奨励。

2. 今回の学び

(1) 参加者に対して

- ・事前の現地事情について楽観的な説明をしない。予防接種についても同様。
- ・発症後、現地の病院で治療を受けるか、帰国するか判断。
- ・成田空港で検疫を受けるか、受けないかの判断

- (少しでも症状がある場合は受けたほうがよい)。
- ・病状の聴取（発熱・投薬の種類と回数など）と日毎の情報集約を行う。
 - ・入院後すぐに代表者と旅行社とでお見舞いにかがう。
 - ・早い段階で治療費や慰謝料についての判断を行う。
 - ・感染しなかった参加者を含め、現状を逐次把握すると共に、プライバシーの許す範囲で他の参加者の病状などを流す。
 - ・情報を正確に伝え、誠心誠意対応。原因についても調査した結果を報告。窓口の職員を一人として情報統一に努める。
- (2) 病院
- ・感染症に対応できる病院のリストを作成。
 - ・同様の症状が複数出ている際は、旅程や食事リストを作成しておく。
 - ・感染症を専門にしている病院への初診を勧めるか、初診の病院に紹介してもらうようにして、必ず専門家に見てもらう。
- (3) 保健所
- ・旅程や食事リストの提出を求められる。
 - ・法定感染症であれば、法律に則って保健所から適宜訪問や家族など接触者の検査が行われる。また、関係諸機関、病院の手配なども行ってくれるので、指示に従う。
- (4) 主催旅行会社や旅行取扱会社との関係
- ・責任の所在に関して覚え書きなどを取り交わしておく。
 - ・事故・病気発生の際はできるだけ詳細な報告を行い情報の共有を図る。
 - ・対応に一貫性を持たせるため（NGOと旅行社がバラバラな対応をしないため）連絡を密にとり、重要な決定をする際には協議の上で決定する。
- (5) ツアーマニュアル
- ・ツアー実施に際し、参加者に対して準備（出国まで）手引き、現地での生活の手引きを手渡すと共に、日本本部と駐在事務所の双方に送り出しと受け入れのマニュアルを作成し、参加者への諸注意や情報の共有、帰国後の対応を明記しておく。
- (6) 予防接種の考え方
- ・ツアーで入国する際、予防接種が義務付けられているケースは少ないが、できるだけ予防接種を受けてもらうような案内を入れておく。
 - ・ただし、腸チフスなど、日本で接種するのが難しいものもあるので、訪問国ごとの感染症の状況を把握し、接種可能な病院などを確認しておく。
- (7) 海外旅行傷害保険
- ・海外旅行傷害保険はツアー参加の最低条件としているが、保険会社によって若干の違いはあるものの、保険適用は帰国後72時間以内に当該の症状で初診を受けている必要があり、潜伏期間の長い疾病（今回の場合腸チフス）は適用されない。なお、今回は空港の検疫を受けたことを以ってこの72時

間以内の受診とみなされた。

- ・保険会社との連絡方法：今回はすべて帰国後の連絡となったが、現地や移動中に連絡をとる必要が生じた場合の連絡先などの情報はアテンドスタッフが掌握している必要あり。また、移動中など経由国での病院の情報もある程度収集しておいたほうがよい。
- ・帰国後は原則として感染者と保険会社との直接の交渉となる。

【参考】ある保険会社の約款より（注：2004年当時）

●保険金をお支払いする場合

- イ。「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後七十二時間以内に発病した病気（その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます）」により、海外旅行終了後七十二時間以内に医師の治療を開始されたとき。
- ロ。海外旅行中に感染した伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱をいいます。また感染症追加担保特約により、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱が追加されます。）により海外旅行終了後その日を含めて三十日以内に医師の治療を開始されたとき（注1）。

(8) 治療費について

- ・法定感染症の場合、上記のように種類によっては公費負担とされるが、感染症と判定されるまでは医療保険扱いとされ、感染者が一部負担しなくてはならない。
- ・その他、健康保険で診療を受けた時の保険診療分の患者負担が一定の額を超えた時に「高額療養費」として支給される高額療養費負担制度についての情報を感染者に伝えた。高額療養費は、病院の窓口で支払った保険の一部負担金が対象になるが、室料差額代や食事代は対象にならない。管轄は加入している社会保険事務所か市区町村の役所の国民健康保険課。

以上

（注1）2007年9月時点のある保険会社の約款の疾病治療費用項目は次のように記載されている。

旅行行程中に感染した感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、コレラ、黄熱、回帰熱、コクシジオイデス症、デング熱、発疹チフス、マラリア、重症急性呼吸器症候群、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます）により旅行行程終了後30日を経過するまでに医師の治療を開始されたとき。

旅行会社と大学とのパートナーシップの可能性： 旅行会社から見たリスク管理と予防

山田 和生 (株)マイチケット代表取締役会長

1. はじめに

(株)マイチケットは1981年から26年にわたって、主に開発途上国をフィールドとしたオルタナティブツーリズムを展開してきた。幸いにも大きな事故につながることはなかったが、今まで腸チフス、デング熱、マラリア、赤痢などの感染症や事故など数多くのトラブルを経験してきた。「マイチケットの旅行はそんなに危ないのか！」と早とちりしないでほしい。感染症の発生地域を訪れるツアーでは、感染症はどんなに予防しても完全に防ぐことはできないのだから。

痛い目や、恐ろしい目に遭いながら、何とか乗り越えてきた経験が少しは役に立つのではないかと考え、大学やNGOが企画する海外スタディーツアーに、旅行会社の立場で積極的に取り組んできた。

本稿では旅行業法に関する問題と感染症対策に関する問題について、旅行会社から見た課題と、その課題に対する取り組みの進捗状況を報告する。他の報告と重複する内容とならないように、できるだけ具体的な事例を取り上げたい。

2. 旅行業法とスタディーツアー

(1) 「普通の人々」が主役のスタディーツアー

スタディーツアーにおける旅行会社の役割を考える上で、はじめに押さえておかなければならないポイントは、現在の旅行業法が一般のパッケージツアーを前提にした法律であり、スタディーツアーのような旅行形態を想定したものではないことだ。スタディーツアーには「村で滞在する」「現地の人々と交流する」などといったプログラムが含まれることがある。このようなケースで学生の受け入れにあたるのは、現地の旅行会社ではなく、

日頃は別の仕事をしている「普通の人々」だ。さらに、スタディーツアーの場合は、現地の事情に通じているNGOやその地域を研究のフィールドとする大学の教員が、現地の手配を担当せざるを得ないケースも数多く見られる。

現地旅行社と同じ役割として登場するNGOや、大学の教員は、旅行業法ではどのように位置づけられるのか。「こうすれば、だいじょうぶ」といえる明快な答えが用意されているわけではない。それぞれのスタディーツアーの条件を、その都度検討し、旅行業法の条件を満たす方法を探る作業が続いている。

(2) 手配旅行と企画旅行

2005年に改訂された新しい旅行業法では、旅行の形態は企画旅行と手配旅行に分けている。スタディーツアーを実施するにあたって、大学が旅行会社と連携するには、まずこの違いを押さえて、二種類の旅行形態のいずれかを選ぶ必要がある。はじめに、その違いの要点を整理しておこう。

●手配旅行〈旅行会社の責任範囲〉

手配旅行として旅行会社が手配の依頼を受けた場合、運送・宿泊（旅行商品の部分契約）に係る手配を完了した時に責任は終了する。万一事故が発生した場合は、研修主催者である大学（あるいはNGO）が「責任主体」として矢面に立ち対応活動を余儀なくされる。

●企画旅行〈旅行会社の責任範囲〉

企画旅行の場合、旅行会社は（募集型・受注型を問わず）三大責任を負う

※旅程管理責任 旅行計画・旅程の適切な管理。

※旅程保証責任 運送機関や宿泊場所の変更に対して変更保証料を支払う。

※特別補償責任 死亡後遺障害補償金2500万

円／海外、入院見舞金、通院見舞金

緊急事故が発生した場合、企画旅行を実施する旅行会社は旅行者の保護と安全確保のために対応しなければならない。

スタディーツアーを企画旅行として実施することで「旅行会社が旅程管理責任、旅程保証責任、特別補償責任の三大責任を負う」これが大切なポイントだ。大学が責任主体である手配旅行の場合に比べて、企画旅行ではこのような責任を旅行会社が負うことになる。

目的地の事情により、企画する大学の事情により千差万別のスタディーツアーだが、旅行会社から見ると、手配旅行と企画旅行にそれぞれ二つのタイプがあり、合計四つのタイプに分けることができる。

(3) スタディーツアーの四つのケース

①【各自予約タイプ】学生が各自で航空券を予約する手配旅行

学生が各自で航空券を手配する方法は、スタディーツアーを担当する教員がゼミの学生を引率する場合などによく見られる。この方法は「航空券を手配することも勉強だから」「学生の経済的な負担を少なくしたい」などを理由として採用されている。たしかに、学生が将来自分で旅行することを考えると、自分で予約することは貴重な体験となる。

学生は、それぞれが旅行会社やネットで予約した航空便を利用して、引率教員が待ち受ける海外の地点に集合する。旅行会社が手配を担当するのは、一部の参加者の航空便や旅行保険であり、参加者全員の行程を把握することはない。

このタイプは手配旅行なので、運送・宿泊（旅行商品の部分契約）に係る手配を完了した時に旅行会社の責任は終了する。ということは、航空便の手配でいえば、依頼通りに予約した航空券を依頼者に手渡すところまでが旅行会社の責任となる。たとえば、搭乗を予定している便が遅れて現地集合に間に合わなくても旅行会社に責任はない。仮に何らかの対処をしようとしても、参加者全体の情報や行程全体の情報が旅行会社の手元にはないのでその方法はない。

「各自予約タイプ」は現地集合、現地解散であ

るため、現地でのプログラム終了後にさらに滞在を延長したいという希望がある。「せっかく来たのだから、航空券の条件の許す範囲でもう少し滞在したい」と考える学生がいても不思議ではない。この場合、引率教員と離れた後は学生が個人旅行をする。旅行会社が把握している情報は帰国便の予約だけ、というケースがほとんどだ。

一般のパッケージツアーであれば、参加者が日程の途中で離団する際には、確認の文書に署名をいただくことになっている。これは、旅行会社には企画旅行としての旅程管理責任があるため、どの時点で旅程管理責任が終了したか、どの時点から自己責任の旅行が始まるのかを記録に残すためだ。このように旅行会社は旅行契約によって、その責任の範囲を限定することができる。

手配旅行として大学が企画するスタディーツアーの場合も、一般のパッケージツアーと同じように離団の際に大学が学生に確認の文書をとる必要があることは言うまでもない。しかし「現地プログラムの前後の日程のリスクは大学に責任がない」という前提が、教育機関としての大学で、はたして成り立つものなのだろうか。

旅行会社としては、大学側の大胆さに感心しながら、ひたすら無事に帰国されることを祈るばかりである。

②【まとめて予約タイプ】航空券やホテルをまとめて予約する手配旅行

①とは異なり、引率の教員や国際交流センターが参加者の情報をとりまとめて予約するケースである。旅行会社の手元に参加者全員の情報がまとめて届き、大学の責任がどこから始まり、どこで終了するのかという点については①に比べて明確になる。

このタイプは、参加者全員の情報が旅行会社の手元にあるので、さまざまなトラブルに対処することが可能だ。顧客サービスの徹底している旅行会社であれば、それが手配旅行契約の責任範囲内であるか否かにかかわらず適宜対処するのではないか。たとえ航空券だけの手配であっても、手配業務の現場のスタッフは出発から帰国までスタディーツアーが円滑に進むように心がけている。

しかし、このような手配旅行契約の責任範囲を超えたサービスはあくまで「営業的な配慮」として行われているものであり、危機管理の役割とし

て期待できるものではない。スタディーツアーを手配旅行として実施する場合、その契約に書かれた旅行の「パーツ」を旅行会社から購入しているという認識を持つ必要がある。

旅行会社としては、ツアーの途中でどんなトラブルが持ち込まれるかは少々不安だが、旅程管理の責任がない分、気が楽である。

③【おまかせ企画タイプ】旅行会社が現地手配を担当する企画旅行

①と②は手配旅行であるが、③と④は企画旅行としてスタディーツアーを実施するタイプだ。前述のように、企画旅行では旅行会社は旅程管理責任、旅程保証責任、特別補償責任の三大責任を負うため、航空便・宿泊・食事・移動など旅行日程に記載する内容を、旅行会社の責任で手配する。旅程管理責任は旅行会社の役割となり、訪問先での研修内容など教育に関する要素が大学側の役割となる。

③のタイプは、現地のプログラムが、ホテルやバスの手配だけであり「村での滞在」などの特別な手配が必要ではない。一般のパッケージツアーでも登場する現地の旅行会社が現地手配を担当する。現地の旅行社はランドオペレーターとも呼ばれ、旅行業法では「手配代行者」と規定されている。旅行業法に基づいて定められた標準旅行約款には、手配代行者について「旅行契約の履行にあたって、手配の全部または一部を本邦外の他の旅行者、手配を業として行うものその他の補助者に代行させることがあります」との記述がある。

旅行を企画実施する日本側の旅行会社と手配を代行する現地旅行会社の間には手配代行者の責任を明らかにするための海外地上手配契約が結ばれる。また、事故に際して旅行会社が負担しなければならないさまざまな出費に備えて旅行会社は事故対策費用保険に加入している。手配代行者が事故の対応にあたり、そのために費用が生じた場合も、この保険を活用できる。

旅行会社は、旅行会社同士の契約に基づいて手配が進むため、危機管理の面で一番確実で安心のできるタイプである。

④【自分で企画タイプ】NGOや大学教員が現地手配を担当する企画旅行

一般の旅行のパッケージツアーでは、宿泊・食事・移動などの手配を現地のランドオペレーター

と呼ばれる現地の旅行会社が担当するが、大学主催のスタディーツアーでは一般の観光とは異なり「村で滞在をする」「現地の人々と交流する」など、現地旅行会社の守備範囲を超える内容が日程に含まれることがある。そのため現地旅行会社で手配できない内容は、現地で活動するNGOや、長年その地をフィールドとして研究活動を続けてきた大学の教員が手配を担当する部分が生じる。

現地旅行会社で手配できない場合には、標準旅行業約款にある「その他の補助者に代行させる」ことになり、この役割を「現地で活動するNGO」や、「長年その地をフィールドとして研究活動を続けてこられた担当の教員」にお願いすることになる。言い換えると、「NGO」や「担当の教員」を現地旅行社と見立てることになり、その責任関係を明確にするためには、「NGO」や「担当の教員」と海外地上手配契約を結ばなければならない。

旅行会社としては、旅行業法の想定外ではないかと思われるような内容を、なんとか枠に収めなければならないので苦勞が絶えないタイプである。

(4) 信頼の上に成り立つ、旅行会社と大学とのパートナーシップ

スタディーツアーに関する相談が旅行会社に持ち込まれる時には、航空便の価格、ホテルやバスの価格、といった断片的な情報の問い合わせから始まるケースがよく見られる。

旅行会社を「旅行素材」の仕入れ先として位置づけるのであれば、価格で比較することになるが、この方法はあまり合理的とは思えない。旅行会社の仕事は、その見積書に書かれた内容を前提にした「予約の取り次ぎ」で、旅行会社自身が運送や宿泊のサービスを提供する主体ではない。またほとんどの場合、あらかじめ座席や部屋を確保した上で見積もりを出しているわけではない。

このような「旅行素材」の見積もり書の持つ意味を考えると、旅行会社が受注した後に、実際に予約の取り次ぎを進める段階における担当者の能力や会社の姿勢が結果を大きく左右する。旅行会社の選定は、見積書の価格だけではなく、航空会社やホテルとの交渉力、予約手配の判断力、正確で適切な案内、トラブルを処理する力など、総合的な評価をする必要があるだろう。さらに、いざという時に最も大切なのは、大学側と旅行会社と

の信頼関係であることはいうまでもない。

大学が旅行会社をパートナーとして位置づける時には慎重でなければならない。また、旅行会社を責任を分担するパートナーとして位置づけるのならば企画旅行として実施することを検討すべきだろう。旅程管理責任、旅程保証責任、特別補償責任の三大責任について旅行会社に十分に確認する必要がある。同じように三大責任を負うことになる旅行会社にとっても、企画旅行としてスタディーツアーを実施しようとする大学をパートナーと考えて良いかどうかという点で、難しい判断を迫られる。

大学と責任を分担するパートナーとしての旅行会社には、正確で確実な旅行手配を基礎にした旅程管理の能力が求められる。そして、大学側も現地手配を旅行会社まかせにしないのであれば、「手配代行者」としての責任と能力が問われることになる。責任を分担するパートナーとして双方を位置づけるためには、なによりも大学と旅行会社間の信頼関係が最も大切な前提である。

そして、危機管理のためのもう一つの大きな要素は感染症についての日頃からの取り組みだ。感染症発生地域を日程に含むツアーの場合、旅行会社に求められる役割について、次に考えてみたい。

3. リスクを最小化させるための感染症対策

(1) セーフ・トラベル・セミナーの位置づけと概要 セーフ・トラベル・セミナー開催について

毎年、夏になると大学やNGOのスタディーツアーが数多く実施される。春は、その準備が始まる時期だ。スタディーツアーの企画運営を担当される方々を対象に、感染症をテーマにしたセーフ・

トラベル・セミナーを、2007年2月には東京で、3月には大阪で実施した。危機管理という切実な問題だけに関心が高く、東京でのセミナーには3つの大学と16のNGOから30人が、大阪でのセミナーは11の大学と13のNGOから30人が参加した。

スタディーツアー実施に伴う感染症にどのように向き合えばよいのか。必ずしも整理された答えがあるわけではないが、企画運営担当者は、目の前の事態に具体的な対処を迫られる。情報の入手方法、旅行中の注意事項、医療機関の選び方など、スタディーツアーを進める上で行き当たる問題に対して、解決できるものは解決方法を示し、解決できないものはまず問題の整理をしてみるものが今回のセミナーの目的だった。当日の講師の講演もこの問題意識に基づいた充実したものであり、参加者からも役に立つセミナーだった、との感想をいただいた。このような取り組みは一度だけで終わらせるのではなく、継続と蓄積が必要である。今年その第一歩を踏み出すことができたセーフ・トラベル・セミナーは、これから少なくとも5年以上毎年春に開催する予定である。

(2) セーフ・トラベル・セミナーの成果

① セミナーで整理された具体的な情報の一例〈帰国後の医療機関の選択〉

倉辻忠俊医師と田中政宏医師の講演では、具体的なデータとして帰国後に受診する医療機関の候補があげられた。帰国後に疑われる感染症に対して適当な医療機関を選ぶことは、重要なポイントである。

●感染症指定医療機関（感染症法の改正で変更になる可能性あり）

●2007年セーフ・トラベル・セミナー（東京）の概要
日時：2007年3月10日（土）午後2時～4時
会場：早稲田大学国際会議場第二会議室
講演：「海外スタディーツアーにおける感染症の予防・対策」
国立成育医療センター研究所所長 倉辻忠俊医師
対象：大学やNGO、NPOのスタディーツアーやフィールドワークの企画運営者
主催：早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター（WAVOC）
株式会社マイチケット
後援：社団法人日本キリスト教海外医療協力会（JOCS）
スタディーツアー研究会
特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC）

●2007年セーフ・トラベル・セミナー（大阪）の概要
日時：2007年3月24日（土）午後2時30分～4時30分
会場：大阪市北区茶屋町2-30 大阪聖パウロ教会1階会議室
講演：「海外スタディーツアーにおける感染症の予防・対策」
大阪府立成人病センター 田中政宏医師（前国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官）
対象：大学やNGO、NPOのスタディーツアーやフィールドワークの企画運営者
主催：特定非営利活動法人関西NGO協議会
株式会社マイチケット
後援：社団法人日本キリスト教海外医療協力会（JOCS）

特定感染症指定医療機関（3ヶ所）
一種感染症指定医療機関（45ヶ所）
二種感染症指定医療機関（311ヶ所）

- ヒューマンサイエンス振興財団熱帯病治療薬研究班「熱帯病・寄生虫症に対する稀少治療薬の輸入・保管・治療体制の開発研究班」における薬剤保管機関
- 「日本の旅行者のためのマラリア予防ガイドライン」におけるマラリア予防専門医療機関

②セミナーの議論から生まれた新しい試み(その1) 同じ地域にスタディーツアーを実施している大学・NGOのネットワーク作り「地域情報交換会」

〈カンボジア地域・スタディーツアー情報交換会〉

医師からの情報は、医師の立場で入手することができる一般的な情報に限定され、それぞれの地域の具体的な医療状況や対処方法を把握している訳ではない。実際は、その地域でスタディーツアーを実施している大学やNGO等が豊富な事例を持っており、個別の具体的な経験の中に、役に立つ最新の情報がある。

セーフ・トラベル・セミナーの大阪会場の議論の中から「同じ国や地域に行くスタディーツアーを計画している担当者同士で現地の関連情報共有のネットワークを作ることが有効ではないか」という提案があった。この提案により、2007年5月18日に（株）マイチケット会議室において「カンボジア地域・スタディーツアー情報交換会」を開催した。大阪セミナーの参加者の中でカンボジアにスタディーツアーを計画している大阪大谷大学、大阪国際大学、大阪信愛女子短期大学、国際子ども権利センターの教員やスタッフが参加し、感染症などのリスクに対する情報交換だけでなく、スタディーツアーの成果報告会を共同で実施するなど、学校の枠を超えた学生の交流の可能性も話しあわれた。カンボジア地域のスタディーツアーのネットワークとして、お互いに相談しあえる関係ができたことは大きな成果だった。

〈フィリピン地域・スタディーツアー情報交換会〉

2007年7月13日には「フィリピン地域・スタディーツアー情報交換会」を開催した。特定非営利活動法人アクセスー共生社会をめざす地球市民の

会、Ja-Dhrra（ジャドラ）、Salt Payatas Foundation、ピープルズ・プラン研究所の四つのNGOが参加したが、Salt Payatas Foundationは福岡から、ピープルズ・プラン研究所は東京からの参加となった。（株）マイチケット会議室を会場とし、スカイプで福岡と東京をつないだ2時間程度の話し合いでは、フィリピン医療事情について、おすすめの病院だけでなく、おすすめできない病院についての具体的な事例報告もあった。また、小さな島に渡る場合の緊急搬送手段として、ヘリコプターの会社の電話番号を控えておく必要があるという報告も島国フィリピンならではの指摘もあった。

また、スタディーツアーの受け入れ経験の豊富な「アクセス」が使っている「出発前の健康に関するアンケート」と「旅行中の健康管理チェックリスト」を、他のグループでも使ってみるようになった。地域情報交換会は、数多くのツアーの経験によって改良されてきたノウハウを共有する良い機会となる。

今回の情報交換会で採用したスカイプ会議の方式は、遠隔地の10人までが同時に話し合うことができ、通話が無料であるという利点がある。インターネットのブロードバンド環境と、ある程度の処理速度を持ったコンピュータがあれば、ヘッドセットを準備するだけで実現できる。スカイプを活用すれば、日本各地の大学やNGOだけでなく、海外の現地スタッフも交えた情報交換会も可能となる。

③セミナーの議論から生まれた新しい試み(その2)

患者から医療機関への診察依頼フォーマットの作成

患者から医療機関への診察依頼フォーマットは、帰国後あるいは旅行中に発症し、医療機関に受診する際に、適切な診断を受けるため有効だと考えられる。

診察依頼する際に医師に伝えるポイントは以下である。

- (a) 訪問した地域で発生している感染症についての記述、
- (b) 発生地域での滞在の内容など、リスク行為についての記述
- (c) 予防接種歴についての記述
- (d) 感染症の可能性も念頭においた診断を依頼す

る記述

渡航地域によって感染の可能性が異なるため、診察依頼状の内容もそれに応じたものを何種類か作成する必要があるが、(株)マイチケットでは、主な感染症について記述した試作版の作成にとりかかっている。

昨年のスタディーツアーでは、こんな事例があった。

「タンザニアから帰国後、高熱が出る。感染症を専門に扱う医療機関が地理的に遠いため、最寄りの医療機関を受診する。その医療機関でマラリア感染の可能性を口頭で伝える。しかし、マラリアの検査はされずに帰宅することとなった。」

医療機関への診察依頼状はこのような事例に役立つだろう。

(3) スタディーツアー経験交流会

夏のスタディーツアーが終了した11月に、東京と大阪でそれぞれの経験を持ち寄っての交流会を実施する予定だ。春のセーフ・トラベル・セミナー同様に、東京は早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンターと(株)マイチケットの共催で、大阪は関西NGO協議会と(株)マイチケットの共催である。

スタディーツアーの実施地域はそれぞれ異なっているが、帰国後の発熱や下痢への対処は共通の経験として話し合うことができる。春のセーフ・トラベル・セミナーで示された感染症に対応する医療機関のリストが、はたしてこの夏のツアーで

実際に有効に機能したのか。経験を持ち寄ることによってこの点を検証することができるだろう。この情報は、感染症に関心を持つ医療関係者にとっても貴重なデータとなるはずである。

(4) これからの取り組み

スタディーツアーにおける感染症対策をさらに一歩進めるためには、これまで連携を模索してきた大学、NGO、旅行会社だけでなく、保険医療関係者との協力関係を築いてゆく必要がある。まず2008年にはセーフ・トラベル・セミナーのこれまでの取り組みを、保健医療に関する学会に報告する準備が進んでいる。

この稿を書いている9月初めは、夏のスタディーツアーシーズンの真っ最中で、送り出した数多くのツアーは、まさに現在進行中であり、一時も気を休めることができない。すでに帰国したグループの中には、下痢と高熱で医療機関の選択を迫られている例もある。セーフ・トラベル・セミナーをはじめとする、これまでの取り組みが、そのまますぐに役に立っている。

スタディーツアーの危機管理に取り組みはじまると、その先に解決しなければならない問題が次々と姿を現わす。大学と旅行会社は信頼関係を築いて、この遠い道のりを進まなければならない。安全のための取り組みは一歩でも進んだ分だけ、確実にツアーの安全の度合いは向上してゆくであろう。

役に立つサイト集

◆海外各国情報関連サイト

外務省海外安全ホームページ	外務省による各国渡航関連情報など	http://www.pubanzen.mofa.go.jp/
上記のモバイル用ホームページ		http://www.mofa.go.jp/
外務省在外公館リスト	各国在外公館リスト。現地の治安状況を 提供している。	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/
JCSOS特定非営利活動法人海外留学生安全対策協議会	リスク管理関係全般	http://www.jcsos.org/index.cgi

◆感染症関連サイト

IDSC国立感染症研究所感染症情報センター	感染症に関する情報全般	http://idsc.nih.go.jp/index-j.html
JOHAC海外勤務者のための医療・衛生情報	海外医療情報	http://www.johac.rofuku.go.jp/kenkyu/
AMDA熱帯医学データベースver.2	専門性の高い熱帯地域感染症データベ ース	http://www.amda.or.jp/contents/database/index.html
外務省海外安全ホームページ	感染症に伴う安全情報も掲載	http://www.pubanzen.mofa.go.jp/
WHO世界保健機構	英語のみで日本語サイトはなし	http://www.who.int/en/
CDC米国疾病対策・予防センター	英語のみ。感染症情報提供センター	http://www.cdc.gov/
UNAIDS国連HIV・エイズ合同計画	国連調査機関。エイズに関する最新情報	http://www.unaids.org/en/

◆海外での学習全般

海外留学関連リンク集(海外留学に役立つURL集)	独立行政法人日本学生支援機構留学情報センターによる情報。留学・海外渡航に関する全般的な情報が網羅されている。	http://www.jasso.go.jp/study_a/documents/oversea_info_03.pdf
大学国際戦略本部強化事業(SIH)トップページ	大学の国際活動を支援するサイト。	http://www.u-kokusen.jp/index.html
大学国際戦略本部強化事業(SIH)「大学国際化のためのお役立ち情報」	テーマ別に国際化に役立つ情報が掲載されている。	http://www.u-kokusen.jp/useful/index.html
JAFSA(国際教育交流協議会)	大学等の国際教育に関する情報交換・調査・研究等の活動を行う組織	http://www.jafsa.org/
SPACE ALC(海外旅行・生活)	ALC(アルク)による、海外旅行・生活・留学に関する全般的な情報サイト	http://www.alc.co.jp/kaigai/index.html

◆旅行業法等

社団法人日本旅行業協会JATA旅のあれこれ	旅行者・業者向けのサイト。健康面に関するページもある	http://www.jata-net.or.jp/osusume/tabi_index.htm
留学・語学研修等協議会	ガイドラインについての情報が充実	http://www.jata-net.or.jp/osusume/tour/homestay.htm
社団法人日本旅行業協会JATA「新しい旅行業法・旅行業約款について」	2005年4月に改正された新旅行業法について	http://www.jata-net.or.jp/hosei/gyoho/new_gyoho01.htm

参考文献

- [05年 新旅行業法約款解説 Q&A形式で詳しく説明] 旅行業法令研究会他 トラベルビジョン(株)(2005)
- [アジア旅行者のための感染症対策] 本田徹・金子明編 (有)連合出版(2003)
- [災害・環境危機管理論—企業の災害・環境リスク管理の理論と実践—] 大泉光一著 (株)晃洋書房(1995)
- [事例解説 事典 学校の危機管理] 下村哲夫編 教育出版(株)(1997)
- [新たな時代の脅威に備える 政府、企業、個人の危機管理策のあり方] 『外交フォーラム』No.213 2006年4月号
- [気づいてますか?動いてますか?—NPOの危機管理—] 『NPOジャーナル』2005年7月号
- [平成18年度国際教育・交流委員会報告書 派遣留学生の安全対策と危機管理] 国際教育・交流委員会 (社)日本私立大学連盟(2007)
- [スタディツアーにおける現地受け入れ側インパクトの考察] 田中博(スタディツアー研究会代表)編 スタディツアー研究会(2000)
- [我が国の留学生制度の概要 受入れ及び派遣] 文部科学省高等教育局学生支援課留学生交流室(2006)
- [スタディツアー 安全管理ハンドブック] スタディツアー研究会(2003)
- [大学教育における「海外体験学習」研究会2006年次報告集] 大学教育における海外体験学習研究会(2006)
- [第2回NGOスタディツアー研究会 多様化するスタディツアー参加者 報告書] スタディツアー研究会(2001)
- [第3回NGOスタディツアー全国研究会 スタディツアーの危機管理 報告書] スタディツアー研究会(2002)
- [第4回NGOスタディツアー全国研究会 スタディツアー担当者パワーアップ 報告書] スタディツアー研究会(2003)
- [第5回NGOスタディツアー全国研究会 スタディツアーの評価 報告書] スタディツアー研究会(2004)
- [第6回NGOスタディツアー全国研究会 学生の海外体験学習 大学のプログラムとNGOのスタディツアーの連携を求めて] スタディツアー研究会(2005)
- [第7回NGOスタディツアー全国研究会 危機管理セミナー:感染症対策 報告書] スタディツアー研究会(2006)
- [海外における体験学習の実態基礎調査 報告書] 恵泉女学園大学(2007)
- [学生教育研究災害傷害保険の解説](財)日本国際教育支援協会(2007)
- [(インターネットサイト)特定非営利活動法人JAFSA(国際教育交流協議会)概要] <http://www.jafsa.org/wiki/wiki.cgi/info>
- [(インターネットサイト)新しい旅行業法・旅行業約款について](社)日本旅行業協会サイト http://www.jata-net.or.jp/hosei/gyoho/new_gyoho01.htm
- [(インターネットサイト)新しい旅行契約の種類と旅行者の取扱範囲](社)日本旅行業協会サイト http://www.jata-net.or.jp/hosei/gyoho/new_gyoho02.htm
- [(パンフレット)専門性をもった教養教育としての体験学習] 恵泉女学園大学(2006)
- [(パンフレット)海外で困ったら 大使館・総領事館のできること] 外務省

あとがき

「日本社会は危機管理に対する認識が薄いといわれるが、学校もまたその例外ではない。むしろ、学校は一般社会に比べてより安全な場という印象が強く、それだけに危機に直面した際の責任追及は厳しい。しかも、困ったことに教育活動はそれ自体、常にある程度の危険を内包している。危機管理にのみこだわって教育活動が退嬰的になるようでは、学校自体の存在意義が問われる」。

これは『事典 学校の危機管理』の編者下村哲夫氏の言葉である。危機管理と教育活動はトレードオフの関係にありながら、よりダイナミックな教育活動を進めるためには共存していかなければならないという難しさがある。海外で行われる教育活動を実践し、継続していくために、予想される危機を未然に防ぎ、発生した危機の影響を最小限に抑えるという危機管理対策が求められている。

「備えあれば憂いなし」との諺があるが、危機管理はどれだけ対処しても百点満点の対策はない。また、対策やシステムが十分に構築できていても、実践で活用できるかどうかは未知数でもある。まさに「備えあっても憂いあり」状態だ。しかし、悲

観的になることもない。

本事例集で旅行会社マイチケットの山田氏が示唆しているように、感染症対策を突破口とした大学やNGO/NPOによる枠を超えた危機管理対策が構築されつつある。他大学や他機関との事例や情報を交換し、経験交流を活性化することで互いの「備え」を強化できる。本事例集がそのような情報交換や経験交流の流れの一助となれば幸甚である。

この危機管理事例集は、大学という教育機関における危機管理対応事例にとどまらず、保険会社や旅行会社、危機管理会社などの民間企業、研究機関、NPO法人などさまざまな分野からの危機管理の視点や事例を盛り込むことができた。本事例集の制作に協力してくださった諸大学、諸機関、そして「大学教育における海外体験学習研究会」の皆様は厚く感謝申し上げます。

2007年9月

恵泉女学園大学 体験学習GPタスクフォース
齊藤百合子

2006年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」
「専門性をもった教養教育としての体験学習」

大学教育における海外体験学習の可能性と課題 危機管理事例を中心に

2007年9月30日 発行

編集・発行 恵泉女学園大学 人間社会学部 体験学習GPタスクフォース
(大橋正明、上村英明、齊藤百合子、小関毅彦、津島由美子)

恵泉女学園大学 人間社会学部

〒206-8586 東京都多摩市南野2-10-1

TEL 042-376-8211(代表)

FAX 042-376-8218

URL(大学) <http://www.keisen.jp/univ/>

URL(体験学習GP) <http://www.keisen.ac.jp/univ/gp/>

E-Mail fs@keisen.ac.jp

shien@keisen.ac.jp

印刷所 山藤三陽印刷株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-9 三東ビル6F

電話 03-3518-4631 FAX 03-3518-4633

無断転載・複製を禁じます。お問い合わせなどは恵泉女学園大学までお願いいたします。



平和をめざす女性の大学

KEISEN UNIVERSITY